唐代西州における府兵制の展開と府兵兵士

氣賀澤保規

一　はじめに
二　西州府兵制にかんする先行研究――とくに唐長孺氏の成果をめぐって
三　西州府兵制をめぐる周邊と前提
四　西州四府の構成と配置
五　西州府兵の負擔の實相とその特質
　1、府兵と鎭戍勤務
　2、府兵と烽子の關係と實態
六　おわりに――西州府兵の位置づけのために

一　はじめに

唐朝前半期の軍事の柱石をなす府兵制は、それを支えた府兵兵士の側において捉えるならばどうなるか、こうした關心のもと、先に私はかれら兵士の制度的社會的な位置をめぐって、關係史料の整理と先行研究の分析をおこなった。(1) その結果、從來の解釋につぎのような問題點が指摘されたのであった。

(1)　兵士の負擔（上番）の不均等さを補うものとして「納資（代役錢）」の存在が想定されたが、それは史料上からも實際面からも成立しにくいこと。

(2) 府兵の負擔が一般農民と制度上は均等であったと論證するため、濱口重國氏の雜徭換算年閒一五〇日說に基準が置かれるが、この結果府兵の任務を雜徭と同質のものに、また年閒一五〇日までも拘束する過重負擔と解することになること。

(3) (2)に關連して、府兵負擔を年閒一五〇日に導くために、勤務日數に上番地への往復日數を加算するが、これはすでにある上番規定に屋上屋を重ねるものであること。

(4) 府兵には食料や武器などを「自備」することが規定され、過重負擔の象徵とみなされてきたが、實際はむしろ特權的責務ともみなされうる一面があったこと。

(5) 負擔が制度上府兵と一般農民とで等しい場合、實質的には府兵側により重い負擔を強いることは自明であるが、府兵制としてそうした不合理さ、制度崩壞の因子を當初から內包させることは考えにくいこと。

(6) (5)にかかわって、負擔の過重さがゆえに、それに耐えられる農民や地主層が府兵となったといわれるが、國軍の擔い手をそのように重い負擔を強い、低く扱い、忌避の對象にさせることは本來ありえたか疑問であること。

(7) 從來の解釋の多くは、崩壞期の府兵制が露呈させた現實から制度の特質や兵士の位置を規定したために、本來の姿からかけ離れた府兵像が一人步きしてきたきらいが看取されること。

こうした問題點にたいし、私は、地域單位の軍事的中心としての都督府の果たした役割に注目し、地方軍府(折衝府)の府兵ではすべてが都に上番したのではなく、近接の都督府への形も廣く認めてよいのではないかと想定した。とすると、上番規定における〝五百里內の五番で一番三〇日〟が府兵負擔の基本をなす形態となり、この點から負擔面で府兵が農民一般より輕いもので、したがって本來府兵は農民より制度的にも社會的にも優遇された立場にあったという、これまで大勢をなしていた理解とは逆轉した姿が浮き彫りにされたのであった。

それに加えて、當時の府兵制の一面を特長づけるのに、中央(都)の近傍や邊境ぞいに折衝府をより集中させるという

軍府の偏在、有軍府州と無軍府州との併存、住民の有軍府州から無軍府州への移住（樂遷）の禁止があり、さらにいったん府兵に點じられたものが中途から一般民丁に變更されたり、その逆の一般民丁から府兵への中途轉身が認められていなかったという事實があった。これらから考えられるのは、農民の成丁だれもが均等に府兵にかかわる義務と機會のなかに身を置いたのではなかったことである。

このように府兵兵士は、負擔面からもあるいは地域性や成丁時の條件などからも、農民とは一線を劃された存在であったことが浮き彫りにされた。とすると、府兵と一般農民の間はいわば〝兵民分離たる形態〟に規定されていたのではなかったかという見方に逢着するが、しかし從來、そうした觀點はほとんど顧みられることはなかった。完成段階の唐府兵制にあっては、「府兵を農に寓す」（『新唐書』兵志）ところの兵民一致の原理をもって特長をなす、とする觀念が拔き難くあったからである。府兵制は農民だれもが兵士として支え、そのことで國家は安上がりにして質實な兵力を大量かつ容易に擁することができる、というのである。だがこの考え方にたつ結果は、前述のごとき様々な問題點を招來させ、兵士を一般農民より低く位置づけることになり、府兵制を積極面で捉えることを難しくしたのであった。

そのような陷穽から拔け出るために、西魏以來の兵民分離の原理にたって唐府兵制を捉え返してみる必要性があることを、私は意識した。戸籍の上では民籍に一本化されているといっても、そのじつ、府兵となるもの（戸）とそうでないもの（戸）とでは見えざる一線があって、それぞれの立場が規定されていたのではなかったか。そう解することでかなりの疑問に說明がつくのである。ただそうしたなかで、最後に反省させられたのは、確かに大枠としての府兵のあり方が押さえられたとしても、もっと具體的なところになるとどうなるのか、そもそも兵士たちの日常性や社會的位置はどうであったのか、それらを明らかにしてはじめて問題の本質に一定の答えが用意できるというものであった。われわれは府兵制という制度を扱うことは多くても、兵士そのものを取り上げることが少なかったのではないか。

こうした反省から、唐府兵制の兵民分離か否かの問題を當面離れ、兵士たちの生きた姿をその環境や現狀のなかで取り

出し、それをつうじて府兵制の本質に一歩でも近づくことが重要な課題となる。それにあたって、もっとも豊富な材料を提供してくれるのは、吐魯番文書の世界であると思われる。吐魯番の地には、唐初に唐の直轄地（西州）となって折衝府が配置され、現地住民が府兵に組織され、邊境の防衛と治安の維持にあたったことが知られている。ただ菊池英夫氏は、この吐魯番地區の府兵制のあり方について、高昌を攻略した唐の行軍（遠征軍）が駐留してはじまる鎭守軍團に、兵員を現地補給することを主たる目的に施行されたこと、それゆえ組織や運營で當初から臨戰體制をとるものであり、「京師上番・邊戍防人を統一的に運用する府兵本來の理念とは極めて異なったもの」、「名は折衝府であり、中央に對する統屬系統を同じくし、制度の表面的形式はあくまで府兵制の體裁を維持しつつ、その下で次第に實質的轉換、換骨脫胎が行われつつあったこと」に注目すべきものと強調する。(2) つまり形は府兵制でも實質は府兵制本來の姿からかけはずれ、府兵そのものも「衞士」とよばれながら、都への上番はない防人的存在であったという。

しかし吐魯番府兵制をあまりにも特殊な事例とみなすことはどうであろうか。菊池氏は中央の上番勤務、地方の治安維持、邊境の前線勤務の三つが統一的に結ばれ運用されることを府兵制の理念と認め、他と一線を劃そうとした。だが前稿でも言及したように、衞士の名は中央の禁衞に屬する兵士として社會的榮譽と特權をおびた呼稱であり、そのことで兵士と軍府を中央に一元的につなぎとめる積極的意味を負ったと推定できた。しかもかれらには納資は制度的に認められていないことから、都への上番以外に地方ごとに都督府などに「上番」する形が浮上したのであった。それは菊池氏が想定するのとは異なる多様な様態であり、西州都督府を中心に動く吐魯番府兵制のあり方も、まさにそうした様態の一つになりうる可能性をおびるものである。本稿ではしたがって、吐魯番の場合もあまり特殊事例と考えずに分析し、府兵制と府兵兵士の實態を知る手がかりをえたいと考える。

二　西州府兵制にかんする先行研究——とくに唐長孺氏の成果をめぐって

吐魯番文書から唐代吐魯番の府兵制を中心的に取り上げた成果として、最初にあげられるのが、西村元佑氏による大谷文書の兵役關係文書の整理とそれをふまえた考察ということになろう。(3) この過程で紹介された關係文書は、衛士關係で二六點、軍鎭關係で三一點、兵曹關係で一六點にのぼり、以後の研究に貴重な材料を提供した。ついでこの後、同じく吐魯番に出土して、大谷文書とはちがう經路で日本に將來された零碎な文書を二度にわたって紹介し、當地の府兵制をとりまく樣態を論じたのが日比野丈夫氏であった。(4) 氏はこれら零碎文書斷片が西州に設置された軍府蒲昌府にかかわるところから「蒲昌府文書」と名づけたが、その數は最初の論文にのるもので、寧樂美術館所藏の一五六點、橋本關雪氏舊藏の三點があり、十年後の二度目の論文で、所藏先を祕し新獲の文書として文書斷片二一點が示された（以下本稿で當文書に言及する場合、各論文の表記にしたがい、最初のものを「文書一」などと漢數字で、あとを「第1文書」などと算用數字で表す）。(5)

こうして日本側で最初に出揃った吐魯番文書にもとづいて、唐西州地區の府兵制をさらにふみこんで考える條件が整った。それをうけて、菊池英夫氏がいち早く、關係文書の再把握と府兵制の運用をめぐる特長を明らかにした（前揭註(2)論文）。その結果が前節で言及したごとく、もっぱら邊境防衛を本務とする、本來からはずれた折衝府の姿であった。ただ菊池氏が當地の府兵制をこのように理解したところには、やむをえない事情もあった。主たる材料にした蒲昌府文書の年代が開元二年（七一四）の、それも二月から八月までの閒のものであったこと、また大谷文書中の關係部分にしても、則天武后期から開元初にかけてのものが大半を占めたことである。それらはちょうど府兵制が變質し、崩壞にむかう轉換期の、矛盾を深く抱えこんだ西陲吐魯番のものであったからである。したがって當地の府兵制を理解するためには、これに先行する前段階の實態もあわせて考える必要があったのである。

この前段階における史料の不足を補い、さらに西州府兵制全般を改めて檢討させることになるのが、解放後の一九五九

年以降發掘される吐魯番高昌故城の北側アスターナやカラホジャの古墓群から出土する多數の文書類であった。一九七五年に發掘が一應終了するまでに、前後一三回の發掘で兩墓區あわせて四五六基の墓に手がはいり（アスターナ三一〇基、カラホジャ一四六基）、うち時代が特定できたのが高昌郡期四一基、高昌王國期一〇三基、唐西州期のものが一三八基であったという（アスターナ二一八基、カラホジャ六四基）[6]。そして出土した文書類は、以後武漢大學の唐長孺氏を責任者に、國家文物局古文獻研究室、新疆ウイグル自治區博物館、武漢大學歷史系三者の協力のもと整理が進められ、『吐魯番出土文書』一〇册（文物出版社、一九八一年～九一年）となって結實したのであった。これによってわれわれは、文書全體を利用できる場が與えられたが、さらに本シリーズの完了につづけて文書の寫眞と錄文を對照させた新『吐魯番出土文書』全四册（唐長孺主編、文物出版社。壹＝九二年・貳＝九四年・參＝九六年二月・肆＝九六年一二月）が完成し、より正確に文書を檢討することができるようになった[7]（以下、本稿では一〇册本の『吐魯番出土文書』を『文書』、四册本のそれを『圖文』と表記し所在を示す）。なお大谷文書でも、寫眞版をつけての整理が小田義久氏のもとで進められ、『大谷文書集成』として現在二册が刊行されている（法藏館。壹＝一九八四年、貳＝一九九〇年。以下本稿では『集成』と表記する）。

ちなみに文字資料ということであれば、吐魯番地區の墓內からは多くの磚墓誌の類が出土しており、これらも當地の府兵制を考える材料になる。この磚墓誌の全容を知るには、解放後出土のものをほぼ網羅したという侯燦「解放後新出吐魯番墓誌錄」という勞作があって參考になる（一部は『文書』にも掲載される）[8]。ここに錄文を附して紹介されたのが一五七點、うち對象となる唐西州期で七八點にのぼっている。また近年刊行された大型の墓誌集『隋唐五代墓誌彙（匯）編　新疆卷』一册（穆舜英・王炳華主編、天津古籍出版社、一九九一年）や『唐代墓誌彙編』（周紹良・趙超編、上海古籍出版社、一九九二年）などにもまとまって載せられ、關係する墓誌類のほとんどは基本的にこの三書で押さえられるといってよい[9]。ただ資料の系統的な利用のためには、解放前に出土したものも含め、資料全體がどのようであり、出土地點や過去の紹介・引用の狀況がどうなっているかを知る必要があるが、それには關尾史郎氏がまとめた「吐魯番出土漢文墓志索引稿」が有益で

ある。[10] 氏の提示した一覧にしたがうと、唐代だけで一一九枚にのぼったことが明らかになる（前代の高昌期等も含めると三二六枚）。

さて、これらの新たな資料をえて、一九八〇年前後から、西州をめぐる唐府兵・軍事の問題が様々な角度から論じられることになる。その先驅となるのが、いわゆる「西州營名籍」をめぐる吳震氏や菊池英夫氏、それに朱雷氏による整理と考察であり、[11] つづいて唐長孺氏や程喜霖氏、孫繼民氏ら武漢大學關係者の成果が現れ、[12] やや遲れて私や白須淨眞氏が軍府の問題で發言することになる。[13] そうした積み重ねの段階をへて、吐魯番の府兵制と府兵のあり方を全面的に考察しようとしたのが、唐長孺「吐魯番文書中所見的西州府兵」であった（註(12)所揭）。唐氏のこの論文は、府兵そのものを對象にして、かれらの出身や役割などを詳細に論じた成果であり、府兵制研究の一つの到達點を示すものと評價される。いうまでもなく、それは私の當面の課題と密接にかかわる。したがってここで、氏が明らかにした內容を整理し、その過程で西州府兵制の特質を把握し、あわせて問題の所在を押さえておくことが求められるだろう。

唐氏の論點は要約すると大きく三つからなる。

1　西州における折衝府の設置とその位置　西州（都督府）管內には、前庭府、岸頭（交河）府、蒲昌府、天山府の四折衝府が配備されたとするのが、今日ほぼ一致した見方になっているが、それらの設置時期をめぐり、唐氏は、前庭・岸頭の二府が太宗貞觀年間に置かれ、殘りの蒲昌・天山二府はやや遲れつぎの高宗朝になっての比較的早い時期に出揃ったとする。では各府の兵員の定數がどうなるかであるが、唯一前庭府だけは五團（五校尉）あったとの記錄があるから（「唐史衞智牒爲軍團點兵事」後揭註(34)參照）、一團＝二〇〇名とみて一千名がその定員と考えられる。上中下府の三ランクに分けられる折衝府のうち、これは上府に相當する。殘る三府ははっきりしないが、前庭府に準じて各府一千程度とすると四府の總計四千人、だが一方、『文書』の「鄉戶口帳」（後述）より推定される鄉單位の點兵率（二〇～三〇%）と平均七〇人の數、これを西州に置かれたとされる二四鄉で掛けると一、六八〇人、かりに每鄉九〇人とみても二、一六〇人、この數字では

四千人まで滿たすことは相當むつかしい。

かかる懸隔を埋めるために、唐氏は三つの考え方を用意する。すなわち一は、右の點兵の基準となった「鄉戶口帳」は小鄉のものであって、戶口の多い大鄉であれば上方に修正ができること、二は前庭府の五團（校尉）の事例は高宗末年時のもので、最初各府三～四團であったとすると、總計四千とみた線をかなり押し下げられること、そして三は、蒲昌・天山二府の設置が遲れたため、「鄉戶口帳」に反映したのは前庭・岸頭府にかかわる數値であったとの理解、である。ただ唐氏は、これ以上にふみこんだ解釋は示しておらず、これら府兵數をめぐる問題をどう受け止めるかがまだ殘されていると意識される。

2　衞士（府兵）揀點の基準とその實態　唐氏は前段の太宗・高宗時代と後段の武后以降とで、衞士揀點の基準に大きな變化のあることを明らかにした。すなわち、前段では七等戶（下上戶）以上で戶內に兼丁（複數の成丁）ある人戶から取ることを基本とするが、武周期から兵役が頻發するようになると、大量の新兵が補充されるなかで、八・九等戶に出る貧弱單丁がそれに加えられ、揀點基準は無視されて、府兵制は崩壞へとつき進むことになるという。これを論證するために、前段では、「唐趙惡奴等戶內丁口課役文書」（乾封二年＝六六七前、64TAM5『文書』六册三二六～三〇頁・『圖文』參一七〇～二頁）や「唐趙須章等第三戶丁名籍」（總章二年＝六六九前後、60TAM330『文書』六册四四六～八頁・『圖文』參二三二頁の「唐趙須章等貌定簿（?）」）、「唐欠田簿」（開耀二年＝六八二頃、67TAM376『文書』六册五七四～六頁・『圖文』參二九二～三頁）など從來みられなかった資料を用い、後段については既出の開元天寶時の敦煌戶籍における衞士の出身戶等の事例のほか、「唐神龍三年（七〇七）高昌縣崇化鄉點籍樣」（64TAM35『文書』七册四六八～八五頁・『圖文』參五三三～四四頁）[14]が新たに加えられた。

ともあれ、これまで主として武周から開元初期の資料にもとづいて構想された吐魯番の府兵制が、その前段階も視野に入れて考えられるに至ったこと、その結果當初のそれには、律令の規定をより遵守しようとした政策的配慮がうかがわれ

たのであった。この點から、後段階の資料によって吐魯番府兵制のあり方を、府兵制本來から大きくはずれた特殊な兵制と決めつける見方に反省が求められることになる。

3　西州衞士の勤務・職務の形態　この項目が唐論文の一番の眼目をなすともいえるが、しかしその內容はかなり錯綜し、說明に不明の點も多く、それだけこの領域をまとめることの難しさを印象づける。やや煩瑣ではあるが、これも後節の論に密接にかかわるため、論の整理を試みておきたい。

唐氏は西州衞士に占める「征鎭防戍」の役割の大きさについて問題とする。このうち「征鎭」は征行と遠鎭があり、崑丘道行や西域道行などとみえる軍事的遠征を征行とよび、遠鎭は安西鎭（龜茲）や庭州鎭など西州管外の軍鎭に詰めることであった。これに動員される衞士には、高宗期までの前段階にあって、父兄子弟は「併遣」せず、祖父母や父母が老疾で「兼丁」なき場合には征行・番上を免ずるとの規定[15]の原則が生きていたが、垂拱以降吐蕃などとの激しい戰爭のなかで、衞士・白丁が年齡を問わずに徵發されてその原則は崩れ、さらに兵募そして健兒にとって代わられることになる。衞士（府兵）揀點の場合にみられた變質の過程は、征鎭の兵士においてもほぼ同じであったと認められよう。

一方、「防戍」すなわち鎭戍防人である。これこそ西州衞士の主要任務をなし、吐魯番文書にも最も多く現れる事例である。この鎭戍とは西州領內にあって都督府の管轄をうける軍事據點であり、唐氏は、州內四軍府から差點された府兵が防人として上番すると規定した。本土の防人が二～三年さらに四年と出鎭するのにたいし、ここでは一年を期限とする當地の府兵による正規の任務であった。なぜこうした見方が示されるかというと、鎭戍への差充にかかわる文書に十月一日を上番の起點とする記述が多くみられること、それが軍防令で防人の交代日を十月一日とするのに合致するからである[16]。同じ州內に防人として上番し、毎年十月一日に入れ代わっているとすれば、當然番期は一年となる、唐氏はそうみなしたのであった。

こうした一年という鎭戍防人の役のほかに、當地の衞士には、仗身・傔人（高級役人や折衝・果毅都尉などの隨從）、烽子

（烽での監視）や捉道（道路監視）、あるいは州直轄の屯田での仕事や州上（州内機關の門子＝門夫などの番役）、また軍府や團における参軍や府史など様々な職務が課せられた。そしてこれらの多くは吐魯番文書をつうじて、一番一五日という短番として理解された。ここに府兵衛士は、長期の鎭戍防人とこれら様々な短番との組み合わせからなるサイクルに身を置き、さらに臨時の征鎭などが加わり、その結果激しく酷使されたかれらのイメージが固められることになった。

唐長孺氏が、西州の衛士の職務の實態を、一年の鎭戍防人と征鎭（遠鎭の場合は一年かは不明）、それに一五日の短番という形で集約されたことは、研究に大きな筋道をつけたものとして評價されてよい。ただこれによって、いくつかの疑問點が新たに浮上する。詳細な指摘と考察は後節にゆずるとして、ここで大きな點を示しておくと、まず鎭戍への上番を一年の防人と決めた論據が、事實上軍防令の規定しかなく、吐魯番文書中からそれを補強する資料が出せなかったという論證の弱さが指摘できる。そのため一年という周期をどこまで信頼してよいかやや不安を覺えるわけであるが、同時にそのことは一番一五日となる短番の日數そのものへも疑問をむけさせる。そもそも都への上番で、五番輪番で一番三〇日が基本形をなすとみられるが、とするならば一五日の短番はそれにどう對應するのであろうか。なぜ一番三〇日でなくて一五日であったのか。

またこの一五日の短番につく府兵は、どのような輪番形式で、またどの程度の年間負擔日數のなかに位置づけられたのであろうか。そうした點は具體的に明らかにされていないが、しかし短番には〝雇人上烽〟にみられる納資によって、任務をはずれ在宅で農業に從事することも認められていたという。唐氏はここに、かれらの職業兵でない兵民一致にもとづく姿をみてとるが、はたして〝雇人上烽〟が納資と同義であったのか。府兵としての役務と納資との關係は、府兵制の根幹にかかわる重大性をおびると理解するが、そうした點に唐氏はどう答えるのであろうか。〝雇人上烽〟の中身にはなお檢討すべき餘地があるように思われる。

このように唐長孺氏は、舊來の吐魯番關係文書と新出の文書とを使いこなして、唐西州の府兵制とそれを支えた府兵の

様態の解明につとめた。氏の認識によれば、その制度は、律令にもとづく普遍性の上に、西域經營の前線に位置したという地域性と、武后期をはさんで大きく變容する時代性とが交錯したものとなろう。大枠としてこの認識は了解できるとして、さらに制度としての普遍性と特殊性との兩面を柔軟に結びつけることで、府兵制と府兵兵士の本質に新たな一面がつけ加えられる餘地があるのではないだろうか。以上のような唐長孺氏が示した地平をふまえ、以下具體的に吐魯番における府兵制の實態について考察していくことにする。

三　西州府兵制をめぐる周邊と前提

西州府兵制の檢討に先立って、その理解を助けるために、周邊の諸關係や狀況について概括しておくことにする。まず唐代西州を中心にする西域の動靜を、『資治通鑑』による繫年を參考に、その他關係記事を交えた年表にまとめてみた（**表1**）。吐魯番の地が唐の直接支配下にあったのは、貞觀一四年（六四〇）八月から貞元七年（七九一）頃までの一五〇年閒で、これを府兵制の側からみると、丁度その中閒にあたる開元二年（七一四）で區切られるのではないか。曲がりなりにも存續していた西州の府兵は、この年の天山軍の設置をもって軍事の擔い手たる地位を降り、それが實質的な制度の終焉となったとみられるからである。

その前半の府兵制期において、さらに武后が實權を握った垂拱年閒を境に大きく樣變わりすると、唐氏は指摘した。この頃から、對立相手に吐蕃のほかに突厥（東突厥）が加わって緊迫した情勢ができ、そのために新兵を大量に編入させ、本來「高戶多丁」戶から府兵を出す原則を崩す結果となったという。ただ年表でみるかぎり、西州およびその一帶をめぐる衝突や動員の事態は、これより頻繁化あるいは深刻化するとは簡單に決めつけられないものがある。見方によっては、その前段階の方が兵を動かす頻度が高かったともいえなくはない。こうした關係をどう說明したらよいのであろうか。

ここに吐魯番文書で、垂拱以降府兵兵士の立場が變化したことを表す一つとして、つぎの(1)「武周天山府下張父團帖爲

表1　唐代西州・西域關連年表

年號（西暦）	事　　項
貞觀4（621）	伊吾の內附，西伊州の建置，のち伊州と改稱
10（636）	（この頃唐府兵制の完成）
13（639）	12月　侯君集・薛萬均の高昌討伐軍の出發（軍勢數萬）
14（640）	8月　高昌の平定
	9月　西州に改編，管下に5縣を設置，安西都護府を併置，可汗浮圖城（ジムサ）に庭州を設置，焉耆王の降附
18（644）	9月　郭孝恪（安西都護）の焉耆の討平
22（648）	西突厥の阿史那賀魯の內屬，庭州莫賀城に配屬
〃	12月　龜茲の平定（貞觀21年末以來の攻撃の結果）
23（649）	1月　安西都護府を龜茲に移轉
〃	阿史那社爾，安西四鎭（龜茲，于闐，疏勒，碎葉）を創建
永徽1（650）	康居（サマルカンド）に康居都督府を設置
2（651）	1月　阿史那賀魯の背叛，西州・庭州への侵寇
〃	11月　安西都護府を龜茲より西州に移轉
顯慶2（657）	阿史那賀魯の亂終わる，崑陵・濛池2都護府を設置
3（658）	5月後　西州都督府の設置（改稱），安西都護府を龜茲に移轉
4（659）	11月　西突厥十姓部落・都曼の亂
龍朔1（661）	西域諸國（アムーインダス流域）の內屬，16都督府・80州・110縣・126軍府を設け，安西都護府に隷す
2（662）	西突厥阿史那步眞（五咄陸部）の離反，唐西域經營の危機，庭州に金山都護府を設置
3（663）	西突厥弓月部・吐蕃，于闐を攻撃
〃	（吐蕃，吐谷渾を併合）
麟德2（665）	弓月部と吐蕃，疏勒を攻撃
咸亨1（670）	吐蕃の入寇による安西四鎭の放棄，安西都護府の陷落
上元2（675）	この年までに，四鎭回復，安西都護府（龜茲）の復活
儀鳳2（677）	阿史那都支・李遮匐，西突厥を扇動，吐蕃と連和，四鎭・安西都護府陷落，安西都護裴行儉の西征，金山都護府の再設（庭州）
調露1（679）	波斯使裴行儉・波斯副使王方翼，波斯王子泥亘師の歸國を援助，阿史那都支らを急襲し擒え歸る，安西四鎭を回復
垂拱3（687）	安西四鎭，吐蕃側に陷落
長壽1（692）	安西四鎭の回復（王孝傑），安西都護府を龜茲に置き，漢兵3萬を配備
萬歲通天1（696）	（山東に武騎團（團結兵）の出現）
長安2（702）	金山都護府を北庭都護府に改め，燭龍軍（翌年，瀚海軍と改稱）を設置し，鎭兵1萬2千人，馬4千200匹を配す
景龍2（708）	（この頃から「兵募・健兒」登場）

年號（西暦）	事　　項
4（710）	伊州に伊吾軍を設置，鎭兵３千人，馬300匹を配す
開元２（714）	西州に天山軍を設置，鎭兵５千人，馬500匹を配す
	（安西都護府：兵２萬４千人，馬２千700匹）
〃	東突厥默啜，庭州蒲類縣を陷落（～開元14年）
6（718）	安西都護四鎭節度使を設置（開元２年？）
13（725）	（彍騎制の成立，府兵制の實質的崩壞）
14（726）	突騎施の蘇祿，安西四鎭に侵寇（～開元27年＝739）
天寶１（742）	西州を交河郡に改稱
3（744）	東突厥の滅亡，ウイグルの自立（懷仁可汗）
10（751）	（唐高仙芝，タラス川で大敗）
14（755）	（安史の亂　～763）
乾元１（758）	交河郡を西州に改稱
建中２（781）	沙州（敦煌）・伊州，吐蕃に攻陷さる
貞元６（790）	北庭都護府，吐蕃に攻陷，安西都護府も
貞元７（791）	唐の西域經營の終焉（西蕃＝吐蕃に）(17)

新兵造幕事」（73TAM509『文書』九册五頁・『圖文』肆二五二頁）をあげてみよう（以下本論文では文書の前に便宜上(1)(2)(3)……を附し、文中での所在關係を明らかにする）。

當團新兵壹佰壹拾玖人、合造幕壹拾壹口玖分、／校尉張父團主者、被州帖稱、被瀚海軍牒、准／□□西州諸府、兵幕廻(日)〇却內、帖至、准人據／□□造、先申大數、不得遲晚、□□／□下三團速造、限來□／(18)

この文書には何か所も「右玉鈐衞天山府之印」の朱印が押される。その年代は、則天文字が用いられているうえ、「瀚海軍」が長安二年（七〇二）に北庭都護府（庭州）に設置された燭龍軍を長安三年に改名したものであったことから（表１の該當年參照）、武后朝末期の七〇三～五年初頭時と確定できる。文面は斷片ではっきりしない部分が多いが、誤解をおそれず唐長孺氏ら先行の見方を參考にし一應讀み解いてみよう。

「天山府の校尉張父〔師〕の團で新兵一一九人が火幕（一〇人＝火ごとのテント、烏布幕？）(19)として一一口九分を造ることについて。天山府（折衝府）が西州（都督府）から受けた帖にこういう、〃瀚海軍の牒によると、西州諸軍府に割り當てられている兵幕（火幕）を、瀚海軍に上番している府兵（？）がもどった折に納めてほしいとあ

った。この帖が届いたならば、その人數に應じて兵幕を造るようにし、それに先だって概數を申告せよ。遲滯なきように〟と。したがって天山府は配下の三團に傳え、速やかに造らせることにする。期限は來月（？）……」

文意はなお曖昧で不確かではあるが、ここには當時の府兵制を考える様々な手掛かりが示唆されているように思われる。すなわち天山府の規模と團のあり方、軍府の指揮關係や位置、軍府と軍との關係、火幕の製作主體と負擔方法などであるが、今ここで問題にしたいのは「新兵」一一九人の存在である。唐氏は、武后期に西州府兵制の性格が大きく變わったとみて、その論據の一つにこの文書の新兵の大量組織化をあげるからである。一團を二〇〇名とみて、そのうちの一一九名が新兵、となると確かに意味するところは大きいだろう。ただよくわからないのは、すでに火内に前任者が使用した幕が一部にせよ殘されているとすると、その分だけでも負擔の輕減があってよいはずなのに、何故新兵の數にあわせ幕を新調させなければならなかったのか。

この點をめぐって一つの考え方を示してみるなら、かれら新兵は、從來の軍府定員の枠外に組織されたものたちであったとの解釋である。つまり逃亡や死亡によって大量に生じた缺員の補充というよりは、軍府の擴充をはかる目的からではなかったか。周知のごとく、唐朝は西州を確保するために、當初から多大な犧牲を拂いながら、「千餘人」の兵士を常駐させる政策をとっていた。(20) 他方、本土中原方面では、六九〇年代の武后朝になると、突厥の力が強まって北邊から河北方面へ侵寇が繰り返され、連動して東北營州から契丹人李盡忠らが反亂を起こして河北に侵入し、それに乘じて靺鞨・高句麗系が自立をはかるなど、大量の兵力を必要とする不安定な情勢を迎えていた。萬歲通天元年（六九六）に山東に武騎團（團結兵）が出現するのも、そうした事態とつながっている。(21) とするならば、おそらく武后朝下では西州への兵員の派遣と補給の維持などはかなり困難になっていたと、十分推定できるだろう。このようなかで西州一帶の防衛をはかるならば、何よりも自前の府兵の擴充に向かうのは當然である。右の新兵をめぐる背景には、そうした緊迫した事情が隱されていたのではなかったか。

=新唐書地理志40西州，元和・元和志=元和郡縣圖志40西州，寰宇=太平寰宇記156西州)

鎭　名	戍　名	烽　名
	新興谷戍(？)	赤山烽　(武城上烽)　(河頭上烽)
柳谷鎭　懸信鎭 白水鎭　石舍鎭(？)	酸棗戍　曷畔戍	神山烽　白水烽　石舍漢戍(？)　(交河上烽)
		柳中上烽
赤亭鎭　羅護鎭 石城鎭　播仙鎭	赤亭戍　蒿蓉戍 方亭戍　維磨戍	赤亭烽　突播烽　維磨烽　上薩捍烽　下薩捍烽 羅護烽　小嶺烽　懸泉烽　狼泉烽　胡麻泉烽 方亭烽　達匿烽　塞亭烽　挎谷烽
鸚鵡鎭　銀山鎭	銀山戍　礌石戍	鸚鵡烽
磧內鎭(？)	狼井戍　□谷戍 苦水戍	晟水烽　阿施烽　黑鼻烽　青山烽　名岸烽 斷賊鋪　礪石峰　追口烽

この新兵を增募した結果がどうなるか、それは唐長孺氏が示したのと同じ結論となろう。府兵制本來の原則を崩し、單丁にして貧窮の八等戶や九等戶のものまでを兵士にとりこみ、府兵制崩壞を加速させることである。ただ結果は同じになるにしても、武后朝期の西州府兵制の理解で私と唐氏とでは大きく異なっている。その時期、西州府兵制はなお現實的に有效性と餘力を保持していたと認められる。府兵制の崩壞をうながした主たる要因は、制度の內側にあったとするよりは、西州軍事力の一角を支えた唐派遣兵を停止に追いこむような時代狀況全體の問題に求められなければならなくなる。

つぎに西州地區の地理と地名について把握しておきたい。西州治下には高昌(前庭)・交河・柳中・蒲昌・天山の

表2　唐代西州行政・軍事關係表（新志

縣　名（舊名）	ランク		軍　府　名（所屬禁衞名）	鄉　名（元和志：24鄉）	
	新志	元和		寰宇	鄉　名（25？）
高昌（舊高昌城）（州治）のち前庭縣（天寶元～） Kara-khodjo	下	上	前庭府（右玉鈐衞）（左玉鈐衞）	10	12（里數23） 崇化鄉　寧戎鄉　武城鄉 安西鄉　太平鄉　尙賛鄉 順義鄉　歸德鄉　寧大鄉 寧昌鄉　鄉（？）義鄉 靈身（？）鄉
交河（舊交河城） Yar-khoto	中下	中下	岸頭府（交河府）（右領軍衞）（右玉鈐衞）	3	5（里數7） 安樂鄉　龍泉鄉　永安鄉 神山鄉　名山鄉
柳中（舊田地城） Rukchun	下	中下		4	4（里數4） 承禮鄉　欽明鄉　五道鄉 高寧鄉
蒲昌（舊東鎭城） Pichan	中	中下	蒲昌府（右玉鈐衞）	2	1（里數1） 溫澤鄉
天山（舊始昌城） Toksun	下	上	天山府（右玉鈐衞）		3（里數？） 南平鄉　南陽鄉（？） 安昌鄉（？）
不明縣屬					

五縣があり、四つの軍府があり、鄉が二四（『元和郡縣圖志』西州、開元時？）あり、その他多くの鎭戍や烽堠や驛館があったことがわかっている。これらの集約や統屬の關係をめぐっては、すでに張廣達氏による詳細な整理があり有用である(22)。ここにその成果を參考にしつつ、さらに氏がまだ目にしていなかった『文書』九册一〇册の地名も加え、位置關係での一部修正もおこなって(23)、全體の一覽表を作成してみた（表2）。ただそれらは配置の時期や期間、あるいは所屬や名稱の變更などが一切顧慮されていない不確定要素を多く抱え、當面ひとつの目安を示したものと了解されたい。

それはともかく、この表を概觀すると、鄉の數などからもっとも人口が多いと推定される高昌縣には管內に鎭戍

圖1　西州一帶距離關係概圖

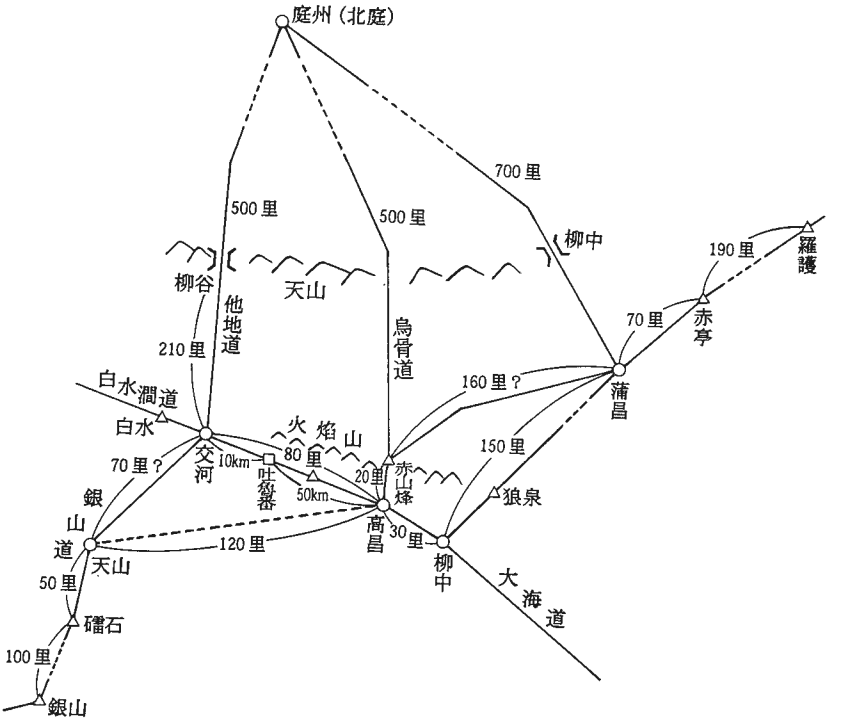

や烽燧が少なく、もっとも人口が少ないだろう蒲昌縣内にはまったく逆の様子がみてとれる。また四軍府の配備先では、蒲昌府に所屬する兵がほとんど蒲昌縣と柳中縣の出であったところから(24)、蒲昌府だけがその兩縣にまたがり、他の軍府は一縣ごとに對應したと理解された。各軍府の府兵や補給の母體は各縣の範圍と重なるとして、しかしかれら府兵がふだん詰めるべき地點は、縣の範圍にとどまることなく、西州全體で調整がはかられたとするのが妥當であろう。

なお、右の表に關連して、西州の主要地點の位置や路線、距離の大枠を圖にまとめてみた（**圖1**）。このための史料としては、『舊唐書』『新唐書』の地理志（ともに卷四〇）や『元和郡縣圖志』（卷四〇）、『通典』（卷一七四・州郡四）などに、八世紀後半の編纂と推定される「西州圖經」殘卷（P二〇〇九）(25)があり、これに先行成果(26)を交えて檢討した。その結果、「西州圖經」における蒲昌縣周邊の交通や西州と庭州（北庭）

表3　唐西州戸口統計表

年　代	事　項	出　典	平均（備考）
高昌滅亡時（貞觀14年時）	戸 8,046　口37,738　馬4,300匹（郡3　縣5　城22）	唐會要95　高昌	1戸4.69口 1城365.73戸
	戸 8,000　口37,700　馬4,300匹（郡3　縣5　城22）	舊唐書198　高昌傳	1戸4.71口 1城363.64戸
	戸 8,000　口30,000　馬4,000匹（州3　縣5　城22）	新唐書221上　高昌傳	1戸3.75口 1城363.64戸
	戸 8,000　（城22）	元和郡縣圖志40　西州	1城363.64戸
	戸 8,046　口17,700（城22）	太宗實錄（通鑑195）	1戸2.2口 1城365.73戸
	戸 8,046　口17,031　馬1,300匹	通典7　歷代盛衰戸口	1戸2.12口
	戸 8,046　口17,730　馬4,300匹（郡3　縣5　城32）	通典191　車師高昌附	1戸2.20口 1城251.44戸
	戸 8,046　口20,730　馬4,300匹（郡3　縣5　城32）	太平寰宇記180　車師	1戸2.58口 1城251.44戸
	戸 8,046　口17,730　馬4,300匹（郡3　縣5　城32）	文獻通考336　高昌	1戸2.2口 1城251.44戸
貞觀年間（？）	戸 6,466	舊唐書40　地理志	
開元年間	戸11,647　（鄉24）	元和志　西州	1鄉485.29戸
	戸11,193　口50,314	通典174　交河郡	1戸4.5口
天寶初年	戸 9,016　口49,476	舊唐書地理志　西州	1戸5.49口
	戸19,016　口49,476	新唐書40　地理志	1戸2.6口

とを結ぶ路線になおはっきりしない點を殘し（ここでは註(25)の程論文にしたがった）、あるいは州防衛の重要な據點として吐魯番文書によくみえる羅護と赤亭の所在などでも、今後なお考察の餘地があると思われるが(27)、本稿ではそれ以上入ることはしない。當面、唐代の西州にあって、府兵兵士をふくむ當地の人々がどのような地理的關係のなかで動いていたか、その概要を把握することが目的だからである。少なくともここにあって、人々の州内での行動範圍は、居住地からほぼ五百里以内におさまることが了解されるだろう。

ところで、西州府兵制の存立基盤とのかかわりから、當時の戸口數を押さえておく必要がある。そうした關心から、關係する史料をまとめてみたのが**表3**となる。一目してわかるように、各史料ごとの數値に一つとして合致するものがなく、どこに依據したらよいか難しさがあるが、ここで一歩進めて高昌平定直後でみてみると、戸數の八、〇〇〇は動かないとして、口數で大きく二系統に分けられることがわかるだろう。『唐會要』系の三七、〇〇〇口と、『太宗實錄』系の一七、〇〇〇口がそれである。この二系統を一戸あたりの口數でみると、前者が約四・六口となるのにたいし、後者が約二・一口となり、後者の家族構成に不自然さが感じられる。それに城の數でみると、高昌國時代の記錄で「國內に城十八あり」(『隋書』卷八三、高昌傳)[28]とあり、ここから唐初までの短期間に三二城にも增大したとは考えにくく、二二城に妥當性が見出せる。ちなみに後者系統のなかで『太宗實錄』だけが二二とする。こうした點から、唐に平定された當時の西州には、戸數八、〇〇〇、口數三七、〇〇〇、それに城二二、馬は四、〇〇〇匹があったとほぼ集約できるだろう。

つぎに開元・天寶期であるが、こちらも別の難しさを抱えている。ただ唐長孺氏は、『舊唐書』地理志の天寶初年「戸九千一十六」には本來「萬」の字があったはずと指摘し、その結果『新唐書』地理志と同じ「戸萬九千一十六、口四萬九千四百七十六」が當時の戸口數となるとした[29]。しかしこれでは一戸二・六口というおかしな家族構成になってしまううえ、一九、〇一六戸とは貞觀期と比べて一萬一千戸もの增加となり、口數の增加數一萬二千餘にたいして異常に肥大化していることを印象づける。むしろ『舊志』の「戸九千一十六」の方が、口數との關係(一戸五・四九口)や、同じ『舊志』にのる貞觀頃の「戸六千四百六十六」にたいする增加率一三九%の妥當性[30]などを考えあわせると、十分認めてよい數値と落着するのではないか。ただそれでも、後の天寶時が前の開元より減少した形になるなどの課題を殘し、確定的な數字を出すまでに至らないが、開元・天寶時をあわせた一つの目安として、開元から天寶にかけて戸數一萬、口數五萬という數値が強く意識されてよいだろう。ともあれこれら戸口統計をつうじて、唐代西州は着實に發展擴大の道をたどった様子が確認できるのである。

四　西州四府の構成と配置

前節の最後に西州の戸口動向をおさえたが、それをふまえて本節では西州府兵制の實施と規模の問題を取り上げることにする。かつて私はこの問題について一部考察し、高昌平定後の早い段階の貞觀末年から高宗朝の初期において四つの軍府が設置されたこと、軍府の規模は四府とも定員六〇〇名の下府相當であったこと、したがって當初全體二、四〇〇名ほどの府兵で構成されたであろうこと、という趣旨の結論を導き出したことがあった（前掲註(13)論文）。私がこう考えたところは、前述した唐長孺氏の見方と一面で重なるものの、兵員總數を四千人ほどとみる氏の理解とは大きく隔たるものであった。

他方、白須淨眞氏からは、まったく別個の視點にたった提起がなされた（前掲註(13)論文）。そもそも濱口重國氏によると、軍府の上中下府の區分は武后が實權をにぎった垂拱年間に始まるのではなく、永徽令に定數千人、八百人、六百人が明示され、また折衝都尉や果毅都尉ら軍府官の官階にも差があった可能性がうかがわれるため、唐の早い段階からその區分が存在しており、それが垂拱年間になって定員千二百人、千人、八百人に擴大し、軍府官の官階にも變動があったという（前掲註(21)論文の「折衝府の等級及び兵員數」）。白須氏はこの濱口說の正當さを基本的に確認したうえで、西州四府のランク分けを試み、その結果前庭府が「垂拱以前で中府以下、垂拱以後で中府以上の可能性」、岸頭府が「中府か下府」、蒲昌府が「上・中府から下府までの可能性」と推定され、天山府だけは未確定ということになったのである。

白須氏のこのような各軍府のランク分けにしたがうと、それを十分詰めないまま下府と一括した筆者の手法は問題を含むものとなる。ただ白須氏の場合でも、依據した史料に限りがあり、また肩書にみえる官位・職事官の位階關係（しかも官位には勳官もふくめる）がどこまで嚴密に適合しあっているか不安も殘し、出てきた結論にもかなりの幅を設けざるをえなかった。なお前庭府のごとく他の軍府でも垂拱期をはさんでランクに變化はなかったのか。それに唐長孺氏が注目した

資料A

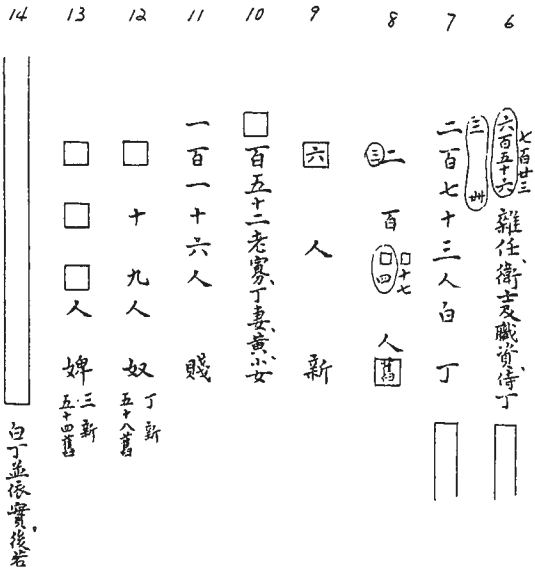

口數 2,064
- 舊 1,982
- 新 82

男 996(48.3%)
- 不輸・不課口 723 〔全口の35.0% / 男の72.6%〕
- 課口 〔(白丁見輸) 273 / うち舊 267・新 6〕 〔全口の13.2% / 男の27.4%〕

女 952(46.1%)

賤 116(5.6%)
- 奴 59 (新 1, 舊 58)
- 婢 57 (新 3, 舊 54)

吐魯番文書「唐史衛智牒爲軍團點兵事」にみえる「五團」と、それにもとづいて前庭府が上府となる可能性をどう受けとめるかである（本文九六頁）。白須氏はこの五團問題について論文の補注で一應言及するが、論旨に明確さを缺いている。加えて、人口の多い地區の前庭府や岸頭府のランクが低くて定員が少なく、反對に蒲昌府が高いことをどうみるのだろうか。結局、そこからも筆者の求めたい西州の具體的府兵數の答えは出てこないのである。

となると、改めて意識されるのが、先にも取り上げた鄉單位の戶口關係集計表たる「鄉戶口帳」、これをどう嚴密に理解するかということになる。「鄉戶口帳」とは、

資料B

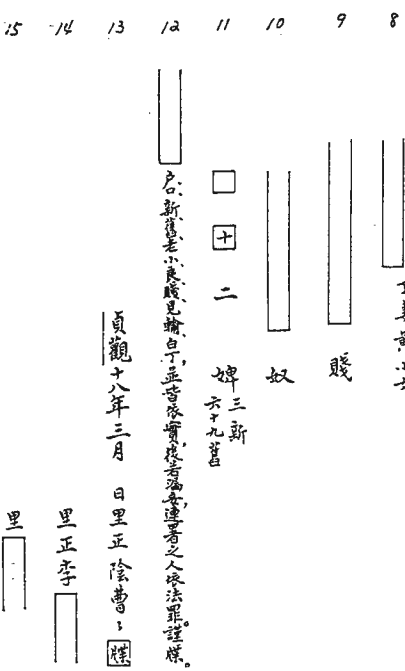

雜任・衛士・老小・三疾等 344（全體の27.5%）
白丁見輸 289（同 23.1%）

全口 1,200餘
(1,250と想定)

近年の整理をつうじ初めて存在が明らかになった〝鄉を單位とする戶口統計〟資料で（前揭註(29)論文一七〇頁）、おそらく鄉ごとに戶籍をまとめ、鄉帳を作成する過程で作られたものだろうが、まず(2)「唐西州某鄉戶口帳（草）」（68TAM103『文書』四册二一七～八頁・『圖文』貳一二三頁）のつぎの記事（**資料A**）を注目したい。なお參考までに、文書の下段にそれを整理した集計を表示しておいた。

これに關連して(3)「唐貞觀十八年西州高昌縣武城等鄉戶口帳」（68TAM103『文書』四册二一四～五頁・『圖文』貳一二一頁）（**資料B**）もあげておく（同樣に下段に集計表をあげる）。

資料A・Bの兩文書は、これを整理した側の說明で筆跡がほぼ同一といい、實際の寫眞照合でもそのように確認できるから、前の文書は貞觀十八年（六四四）の三月に里正の一人がまとめたもので、所在は武城鄉に近接する高昌縣下であったと推定されることになる。そしてこの

兩文中に「衛士」の名がみえる。かれらは高昌縣に配された前庭府に所屬するものであったことは明らかである。貞觀十四年の平定から四年後には、早くも前庭府が設置されていた事實がここに裏づけられるが、あわせて兩文書に「舊」の口數に「新」附の口數が併記されて、これより前にも戸籍が作られたことが注目される。周知のごとく、唐代、戸籍は三年一造、つまり丑辰未戌の年の正月から三月の間に作ることが決まっており(31)、貞觀十八年はちょうどそれに當たる甲辰の年であった。右の鄉戸口帳の存在は、西州も全國一律の行政に組み込まれていたこと、さらにそれに先立つ貞觀十五年（辛丑）に正式な戸籍整備がなされたであろうことを明示する。と同時に、新舊あわせて衛士などが計上される形態から、十五年段階ですでに衛士（前庭府の）が設定されていた蓋然性が感得される。

さて前揭の二文書によると、前者の鄉が全構成員二、〇六四人、後者では一鄉一、二〇〇餘人になっていた。戸數に換算すると、前者で四二二戸、後者で二七〇戸ほどとなり(32)、當時の西州ではこのように大小様々な規模の鄉が併存する狀態にあったことを認識しておく必要があるだろう。ただそうでありながら、衛士をふくむ不課（不輸）口の全體に占める割合は、前者で三五%、後者で二八%弱と、おおまかに三〇%をはさむ線にまとまっているのがみてとれる。その率の差異は、大鄉には高く小鄉には低くとの配慮の結果ともいえなくはない。したがってここでは一應、三割ほどの枠が一つの基準に想定できるものして、論を先に進めてみることにする。

そこでもう少し衛士の割合を絞るために、別の(4)「唐永徽二年後某鄉戸口帳（草）」(69TKM39『文書』六册一一三～四頁・『圖文』參六〇頁）（**資料C**）に注目してみよう。

この文書は、ある鄉の課口と不課口を集計したさいの草稿であったらしく、數字の修正が多く讀みとりにくいが、一應判讀したところを文書の下段に整理しておいた。不課分を二九一人と出したのは、修正箇所と佐史以下の人數の合計との兩方をにらんでのことである。課口も一四七人とみると、不課のほぼ半分となるが、前揭各文書の對不課（不輸）口との比率からほぼ妥當の線と理解できよう(33)。となると、この文書において不課口二九一人中、衛士は九〇餘名、その占める割合

資料C

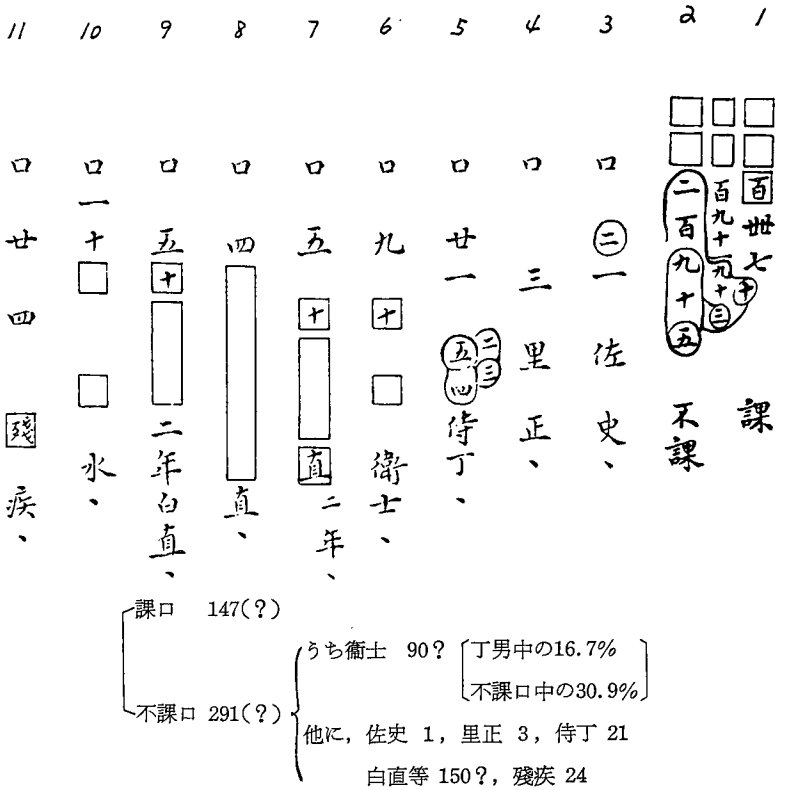

表4 唐長孺氏所引西州軍府初置關係文書表

軍府名	資料（文書）名
前庭府	「永徽元年(650)後某鄉戶口帳」(65TAM42『文書』6冊225頁) 「貞觀十八年(644)西州高昌縣武城等鄉戶口帳」(68TAM103『文書』4冊214頁)
岸頭府 (交河府)	「永徽三年(652)賢德失馬陪徵牒」(73TAM221『文書』7冊26頁) 「顯慶三年(658)西州范歡進雇人上烽契」(60TAM338『文書』5冊142頁)
蒲昌府	「龍朔元年(661)左憧憙買奴契」(64TAM4『文書』6冊410頁)
天山府	「軍府名籍(乾封元年(666)後)」(73TAM191『文書』6冊564頁)

資料D

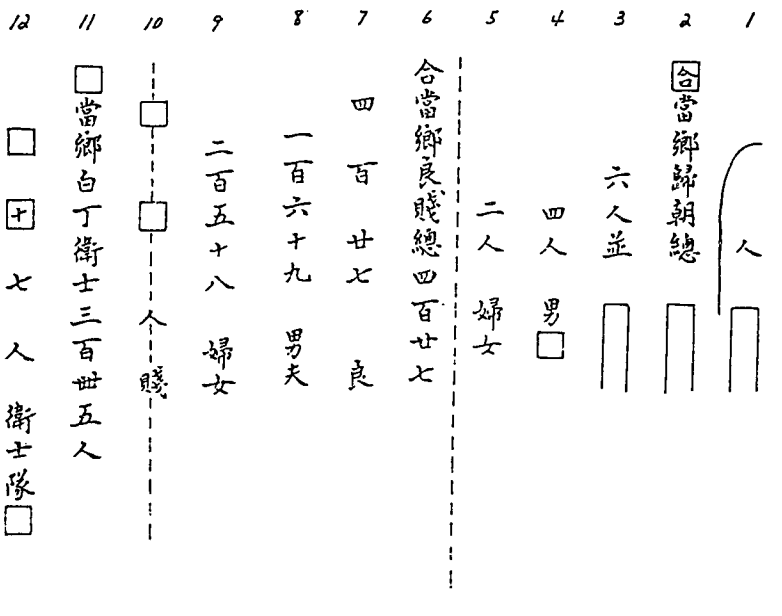

1 人□
2 [合]當鄉歸朝總□
3 六人並□
4 四人 男□
5 二人 婦女
6 合當鄉良賤總四百廿七
7 四百廿七 良
8 一百六十九 男夫
9 二百五十八 婦女
10 □□人賤
11 □當鄉白丁衛士三百卌五人
12 □[十]七人 衛士隊□

13 □人 校尉旅帥隊副已上
14 四人 侍丁
15 六十人 見在
16 二百六十八人 白丁
17 ○○ 雜任
18 二人 醫學生
19 [七]□州[學]生
20 □[人]縣□生
21 □人□士
22 □白直
23 □人□衣
24 □五十四人 見在

に換算すれば三〇%強ということになるのである。

さらにもうひとつ着目したい文書に、(5)「唐西州某鄉戶口帳」（64TKM1『文書』四册七～九頁・『圖文』貳七～八頁）のつぎの一節（**資料D**）がある。

これは「鄉戶口帳」といいながら前掲の文書と表示がかなり違っている。まず氣づくのは、「衞士・隊□」七七人（校尉以下軍府官關係一三人、侍丁四人、見在＝府兵六〇人。人數は前後の關係から推定）と別枠で出され、それと並置する形をとるのが白丁であったことである。しかも白丁といえば、ふつう課丁男（課見輸）を指すはずであるのに、その二六八人の內譯には雜任・醫學生以下いわゆる不課口を多く含んでいる。王永興氏によれば、21行の「□士」は幕士、23行の「□衣」は執衣とみられ（前掲註(18)所掲書一一三～六頁）、これも不課口にあたる。殘る最後の「見在」五四人（?）だけが白丁にあたる可能性があるが、一鄉內でわずかこれだけしか課丁がいなかったとは考えにくい。これも不課口のうちの何かを意味するものとならないだろうか。

このように見直してみると、本來不課（不輸）と記すべきところが誤解して白丁とされてしまったことになる。いったい、當文書にはここに示した前段に、「合當鄉歸朝總□」の一文があり、この「歸朝」から作成時期が唐に平定された直後と推定されている（前掲註(18)王永興書一一五～六頁）。先に言及したところにしたがえば、貞觀十五年の可能性が十分考えられよう。したがって、このように唐の支配下に移行したばかりで、まだ文書行政に不慣れな里正たちがまとめたのであれば、右の誤解がありえて決しておかしくはない（13行の「旅帥」も「帥旅」と誤寫されているのが『圖文』からわかる）。もしこのような見方が成り立つとすると、問題の不課口に占める府兵關係者の割合（三四五分の七七）は、二二・三%となる。一步讓って「見在」五四人を除いて算出すると（二九一分の七七）、二六・五%に變化する。

かくして不課口中の衞士等府兵關係者の割合が、前の事例が三〇%強で、これが二〇%代の半ばとなり、およそこの幅に收まるものとみられるならば、中間値として二七%あたりが取り出されることになる。そしてこの數字をもって、先の

郷内全口數に占める不課（不輸）口の割合およそ三〇％の値にもどると、出てくるのが八・一％、これこそが府兵關係者の全口數にたいする占有率であった。これは全口數と推定された三萬七千人から換算すると二九九七人、つまりほぼ三千人という線が西州府兵の總數というところに落ち着くのである。かかる數値をどう評價するかは意見が分かれようが、邊境西州という條件を考慮すれば、豫期したよりも少ないというのが一つの實感である。

ともあれここに、垂拱以前の府兵總數で約三千という數値を基準にもつことができた。それは唐長孺氏の豫想する四千人より少なく、他方私がかつて見積もったよりも增加しているが、かりにこれが受け入れられるとすると、上府と中府が一つずつで、下府が二つ、これを戸口數と關連させれば、前庭府が上府で岸頭府が中府、あとの蒲昌府と天山府を下府にとあてることが可能となる。やや強引なやり方ではあるが、こうすることで前出の五團の問題にも對應できる。(34) また前にあげた文書(1)「武周天山府下張父團帖爲新兵造幕事」のなかに、

下三團速造、限來□□（三團に下して速やかに造らしむ。來月を限り……）

とあったが、これは天山府が三團＝下府であったことを裏づける一證據になるだろう。なおこの文書は武周期の新衞士增募にかかわるものと認められた。その前提にたてば、增募分は團の增設ではなく既存の團の枠を廣げて受け入れたと理解されよう。(35)

さて、西州軍府のランクと定數がこのように押さえ直されたのに關連して、四軍府の設置時期について取り上げておきたい。この問題では、唐長孺氏は、**表4**にまとめたような史料的裏づけのもと、四府とも貞觀年間から高宗朝の早い時期に出揃ったとの見解を示した。

しかしここには、なお補われるべき餘地がある。まず前庭府であるが、これはすでにみたごとく（一一二頁）、唐氏のあげる「貞觀十八年鄉戸口帳」の新舊戸口を並記する形式から、貞觀十五年にも同樣に鄉戸口帳が作成され、そこに衞士數も列擧されたはず、との解釋を加えることで、貞觀十五年における前庭府の存在がうかがわれたのであった。つぎに岸頭

府では、墓誌から補強する記述を見いだすことができる。一つはヤールホトに出土した「唐神護墓表」である。(36)

貞觀十八年歲次甲辰十月朔辛丑十五日乙卯、西州交河縣民岸頭府旅帥唐神護、春秋卅有七、以□（斜？）車靈柩殯葬於墓、唐氏之墓表、

墓主唐神護は貞觀十八年に三七歳で亡くなったときが岸頭府旅帥であったという。これは岸頭府がそれ以前に設置されていたことをうかがわしめるが、實際そのことを明らかにするのが、一九八七年陝西省洛川縣から發見された「楊敏墓誌」の記事であった。(37)

維大唐西州岸頭府故果毅都尉上柱國廣饒（饒）縣開國男楊公墓誌銘

公諱敏字桃湯、鄜州洛川人也、……惟公識亮清高、風神夙遠、……特奏授京畿望苑（苑）府果毅、至於高昌初破、……授西州岸頭府果毅都尉、詔授上柱國廣饒（饒）縣開國男、封邑三百戸、……以貞觀十七年三月十二日寢疾、至其年七月廿九日薨、……公春秋卅有九、以貞觀廿三年歲次己酉二月景子朔九日甲申、葬於洛川縣南地名太平村九里之原、……

これによれば、楊敏は唐初、京兆府の望苑（苑）府果毅都尉にあり、貞觀一四年の高昌平定をうけて現地に設置された岸頭府に同じく果毅都尉として赴任し、その赴任先で貞觀一七年に病沒して埋葬され、それから六年をへた貞觀二三年に故郷に再埋葬されたとなる。岸頭府はここにおいて、貞觀一七年より前、おそらく平定直後から置かれていたことが確認できるのではないか。(38)

では蒲昌府の場合はどうであろうか。これについては、(6)「唐殘辭爲買馬柳中報蒲昌府馬疋事」（69TAM117『文書』五册二五一頁・『圖文』貳二九六頁）と題された斷片に「蒲昌府」とみえることが注目される。

□買馬柳中□□日□／□報蒲昌府□□前件馬□／

□其鎭人□□本□謹□／□陳請牒□□作辭草□／

これは、蒲昌府の馬を購入する柳中縣の側がその件で蒲昌府に連絡した内容らしいが、當紙片が出たアスターナ一一七號墓は、説明にしたがうと、張歡と妻麴連の合葬墓であり、當紙片は先に埋葬された張歡の紙鞋をなすものであった。そしてこの一足の紙鞋に張り合わされた文書は一三件あり、紀年は麴氏高昌の延壽四年（六二七）から唐高宗の「□□元年」まで、そのうち貞觀年間のものがもっとも多かったという。當文書でこれ以上は明らかにならないが、周圍の狀況から貞觀年間の可能性が十分あるということ、とすれば蒲昌府の設置時期もこれにあわせて引き上げられることを押さえておきたい。

最後に天山府では、直接唐長孺氏の示したものを越える史料はみあたらない。ただつぎの「張詮墓誌」の内容は別に考える素材とならないだろうか。(39)

大周西州天山縣前天山府校尉上柱國張府君墓誌

君諱詮字君行、清河人也、……祖悊僞任兵部侍郎、父默僞任中兵校郎、……以長安三年歲次辛卯三月壬戌朔卅日辛卯、卒於州第、春秋七十有八、……卽以其年四月五日、葬於城北舊原、禮也、

これにしたがえば、武周の長安三年（七〇三）に死んだ彼は、生まれは高昌の延壽三年（六二六）、唐の支配下に入ったのが一五歳の時で、その後いつの頃か天山府の校尉に任じられ、一生を終わったとなる。墓誌の文面からわかるのはここまでだが、六〇歳が垂拱元年（六八五）であったとすると、年齢的にもっと早くからそのポストにあったとも考えられよう。また天山府校尉につけられた背景に、父祖の高昌國で占めた地位の高さと唐の支配にたいする協力があるだろうとすれば、この面からもそのポストにかかわる天山府が、唐に移行して比較的早い段階に置かれたことが推定できるのである。

以上、西州四折衝府の設置時期をめぐって、史料的な追加と新たな解釋をつうじて考えてきた。その結果、少なくとも前庭と岸頭の二府は唐の支配下に入った直後に設けられ、蒲昌・天山の二府はやや遲れたとしても同じ貞觀年間かそれに

近い高宗初には存在していた、と理解できた。西州の地が西域經營の據點として當初より強く意識され、そのための兵力が一刻も早く必要とされたであろう事情をふまえるならば、四府がこのように早い段階に出揃うのは當然の成り行きであった。先の初期の鄉戶口帳から算出された三千人という數字も、四府の存在に對應するものであり、この意味からも四府の出現がほぼ同時期であったことをうかがわせてくれるだろう。

五　西州府兵の負擔の實相とその特質

前節までに西州府兵制を成り立たしめた周邊狀況や條件などについて考察した。そのなかで大枠として確認できたことに、つぎのようなものがあった。

(1) 西州府兵制は唐の統治下に入った直後から施行され、西州防衞の中核たる役割を武周朝にかけてほぼ一貫して擔ったとみられる。

(2) 當地の府兵制を崩壞に導いた直接の要因は、武周朝になって中央からの兵員補給がつづかず、代わって新たに府兵を增募し、最下層で單丁のものまでそれに加えざるをえなくなる經緯に求められる。したがって制度に本來內包された負擔の過重さなど諸矛盾の露呈といった見方では、西州府兵制の變質や崩壞は單純に說明できないものがあるように思われた。

(3) 西州には四軍府がほぼ縣單位で置かれ（蒲昌府は蒲昌と柳中の二縣から）、その所屬縣內から組織された府兵でもって構成された。かれらの關與する範圍は、臨時の遠征などを除けば、基本的に五百里內におさまるものであった。

(4) 四軍府は、高昌の地が唐の支配に服した直後か、それにより近接する時期に出揃った。當時唐側に把握された戶口數は、およそ戶數が八千で、口數が三萬七千、これにたいして府兵總數が三千人ほどに上ったと推定された。

(5) 各軍府のランク（定數）を府兵三千人と關係づけるならば、前庭府が上府（一千人）、岸頭府が中府（八百人）、蒲昌・

天山二府が下府（六百人）になると推定された。この總數は全人口でみれば約八%、邊境防衛の最前線という地域にありながら、それは必ずしも多い數値とは認められない。

西州に實施された府兵制は、ややもすると邊境前線を防衛するための特殊臨戰的體制、表向きは府兵制の形をとりながら實態はそれと似つかない軍事組織、と理解される傾向にあった。だが右に示した全體的な樣態からは、ただちにそれと結びつき、補強するものは認めがたいということがわかるだろう。むしろ逆に印象づけられたのは、中原地域とは變わらない府兵制としての姿ですらあり、地理的要件を特別視しすぎることが現狀からの乖離にならないかの心配であった。現實に現地住民を軍府に組織し、長年にわたり兵力として機能しつづけたことの意味するところは大きい。こうしたことから、府兵制本來のあり方はそのかなりの部分をこの吐魯番の場合にうかがえるのではないか、と思われてくるのである。

1、府兵と鎭戍勤務

こうした理解にかかわって、では西州府兵制下の府兵（衞士）たちは兵士としていかなる立場・役割のなかに身を置いていたのか。それを考えるために、再度唐長孺氏の見解に立ち返ると、二節にまとめてみたように（九八～九頁）、氏は當地の府兵に課せられた主要な役務が一年をサイクルとする鎭戍防人であり、これに樣々な一五日の短番が加わる形をとるとみる。この他に西州の外への遠征・鎭守（征鎭）があるが、このための動員は必ずしも大きな負擔となっていなかった、とも推定する。確かに吐魯番文書中からは、前半期の府兵で一定のまとまりをもって征鎭に出た事例を示すのはむつかしく、(40)中央からの兵員補給が途絶えた武周期になって、始めてつぎのようにまとまった形が確認できるのである。

合當府行兵總七十六（人）／

劉住下廿五至當馬二疋五分三分給□□／二分給□□

氾尼下行兵一十八至當馬一疋八分四分給五□□／二分給□□／餘二分給成團　玄德／

□七疋行當馬二疋七分計送三□／
三分合於諸團抽付
□六疋行當馬□□送／
四分□□團給付
□疋出十駄馬追府／

(7)「武周軍府牒爲行兵十駄馬事」(69TAM125『文書』七冊二八九頁・『圖文』參四三七頁)

これは一軍府中七六人が「行兵」する、それにあたっての駄馬手配の文書である。すなわち一〇人(一火)あて一駄馬として、七六人分で七・六疋となるのを、一〇〇人分とみなして一〇疋出してやるとしたものと解される。ここに「劉住下廿五人」「氾尼下行兵一十八人」「玄德〔下二十〕七人行」「六人行」とあるのは、府内の各團から調達された人數と考えられ、したがって當軍府は四團からなる中府、前節の基準によれば岸頭府の蓋然性が高くなる。

ともあれこのような事情から、かれらの州内の鎭戍への勤務、すなわち鎭戍防人の役割が注目されるわけであるが、ただここで斷っておきたいのは、吐魯番文書には唐氏のいう鎭戍防人たる用語はみえず、また防人の語にしても、

申勘當故防人吳來□訖申上事

(8)「唐申勘防人殘文書」67TAM91『文書』六冊一〇頁・『圖文』參六頁)

□□關給防人陳憲□等十二月粮事

(9)「唐西州事目」64TKM2『文書』九冊二一五頁・『圖文』肆三七四頁)

として記されるように、直接現地人の鎭戍防人を表すものではなく、中國本土から派遣の防人の可能性を十分有していた。とすれば、具體的にどのような事例にそれが確認できるか。例えば唐氏はつぎのような史料をあげる(10)「武周天山府索進達辭爲白水鎭上番事」72TAM209『文書』七冊四二～三頁・『圖文』參三三二頁)。

□□□(年)(月)(日)(天)軍參匹 ㊞下山府 索進達辭、／□進達元不是白水鎭番、昨爲□／
□如後到、所／□上、謹辭、／

この内容は、天山府の衛士で白水鎭に上番している索進達が、天山府あるいは天山縣にたいし、代わりがあれば交代させてほしいと願い出たものであろう。白水鎭は交河縣の管内にあり、岸頭府の系列に屬する位置にあったはずなのに、索進達は天山府に所屬し、それが辭退の理由になっているとみられるが、このように軍府の枠を越えた服務があることは注目

しておいてよい。

唐氏によると、これら鎮戍への在役期間は、西州では一年であったという。その證明にかかわる(11)「大谷文書三〇三〇號文書」(『集成』貳圖版五一)をみてみよう。(41)

六人來月一日方亭戍上／隊正賈建通　衞士曺畔洛　俎渠武意　張白狐／李阿鳳　竇山海／

二人充來月一日當上右果毅□／張大師　陳送軍／

十二人配注仗身守府番佐及送上□／

五人塡折衝九月十六日仗身□／白弘達　焦隆貞　陰漢貞　康父師　董弘德／

四人塡右果毅九月十六日仗□／劉君集　蘇守住　陳□□　康懷達／

五人塡員外折衝康延八月一日仗身／□

最初の「來月一日」とある來月は、文中「九月十六日」の日附によって十月と解されるから、その三行分で示されるのは十月一日、方亭戍に上がる隊正・衞士ら六人の名前である。これは唐氏のいう鎮戍防人のことにほかならないが、同時に注目されるのが十月一日という日附であり、

防人番代　皆十月一日交代、（前掲註(16)所掲）

という防人の場合と一致する事實である。吐魯番文書をみていくと、他にも十月一日の事例をいくつか拾いだせるから、かれら府兵の鎮戍勤務こそは防人そのものであり、西州では毎年この時期に全員交代するものとみて、任期一年の鎮戍防人の形が定着したと結論づけたのである。

しかしながら氏の理解にはいくつかの疑問が用意される。承知のごとく、防人にはなおはっきりしない點が多いが、なかで府兵在役中で一回三年間をそれに從事するという規定があったといわれる。(42)かりに右のかれらを防人とみなすなら、三年間在役の可能性も捨てられないのに、十分な論證もないままどうして一年の鎮戍防人としてしまうことができるの

か。よしんば一年の鎭戍防人の形を認めるとして、ではこれに一度つけば以後は免除されるものであったのか。加えて、前掲文書にみえる「仗身」のような種々の役務があったが、これらと鎭戍防人とはどのように關係づけられていたのか。また當地には烽堠の烽子という重要な役務があったが、唐氏はこれには鎭戍防人の立場からと、その勤務についていない一般の府兵の立場からとの、二つの關わり方があったともいうが、具體的にそれがどのようなサイクルや日數で組み合わされていたのか說明はない。このように府兵の主要な仕事を一年の鎭戍防人とみることで、逆に當地の府兵の役割が不鮮明になってしまう印象をいだくのは私一人であろうか。

邊境防備の出先機關は、鎭戍に烽候（堠）が組み合わされてできていたといわれる。それは『唐六典』卷五・兵部職方郎中の條にこうある。

凡天下之上鎭二十、中鎭九十、下鎭一百三十有五、上戍十有一、中戍八十有六、下戍二百三十有五、凡烽候所置、大率相去三十里、其逼邊境者、築城以置之、每烽置帥一人・副一人、

他方これを西州の領域でみてみると、把握しえたところで、鎭が一一所で、戍が一二所、それに烽（候の表記はみえない）が三〇箇所程度となった（**表2**參照）。鎭の總計二四五所や戍の三三二所にたいして、把握された數値は一見少ないようにみえるが、基本的に西州一州で完結した防衞を組むのであれば、現狀はほぼこの程度でよかったのではないか。また烽の三〇所では、三〇里閒隔で配置して九〇〇里、これを鎭戍と組み合わせるならば、西州の廣さは網羅できたかもしれない(43)が、ただ課題が殘る。(12)「武周君住牒爲岸頭府差府兵向礌石及補府史符事」（73TAM509『文書』九册一二頁・『圖文』肆二五六頁）によると、

十烽、〻別二人、依定並取□／□岸頭府令差府兵向礌石、四㊉(月)一㊀(日)□／

とあるが、礌石とは天山縣に屬する礌石戍のことで、ここに岸頭府の府兵を出し、そこから管內「十烽」に二人ずつ配置すると解されるかもしれない。こうみられると、天山縣には十烽あったとなるが、實際に名前が確認できているのはそこ

までないのである。そうした事情を考慮すれば、烽は全體四〇所程度まで增やして理解するのが妥當かもしれない。

それではこれらの機關に詰める兵員はどれほどになったのだろうか。規定にしたがえば、上鎭で防人五〇〇人、中鎭で同三〇〇人、下鎭でそれ以下、また上戍で五〇人、中戍で三〇人、それ以下が下戍となるという(44)。しかし吐魯番文書からは、これほど大勢の人閒が詰めていた痕跡は認められない。もっとも多い數の載る(13)「唐西州都督府上支度營田使牒爲具報當州諸鎭戍營田頃畝數事」(72TAM226『文書』八册二一九頁・『圖文』肆一〇一頁)でも、

赤亭鎭兵肆拾貳人營□□頃　維磨戍□／柳谷鎭兵肆拾人□□□肆頃　酸棗戍□／
白水鎭兵參拾□營田陸頃　曷畔戍兵□／

とあるように、赤亭鎭の四二人を最高にする程度であった。ただこれは府兵制が崩壞期に入った開元十年ころのものだから、鎭兵數が府兵制の盛時と比べて、鎭でも上戍に及ばなくなっていたとも指摘される(前揭註(12)唐長孺「西州府兵」論文八三頁)。しかし開元前の吐魯番文書で、これを越える鎭戍の兵數の記事は見出せず(45)、これが西州府兵制下の一つの現狀を映しているとみるしかない。戍も鎭と同樣に西州で人員は少なく、前揭(11)「大谷三〇三〇號文書」に「六人來月一日方亭戍上」とみえる程度である。

とするならば、西州の鎭戍とは、實態でいえば鎭で公式の上戍か中戍、戍では公式の下戍あたりに配置されよう。こう想定されると、每番鎭戍に關係する兵員枠は、多く見積もっても鎭(一一所)で四〇〇人、戍(一二所)で一〇〇人の計五〇〇人程度となるのではないか。ここに上番するものは府兵であるから、これは先に推定した西州四府の全府兵三千人の六分の一となることをまず押さえておきたい。

2、府兵と烽子の關係と實態

西州の府兵として、鎭戍への勤務に加えて重要なものが烽(烽燧)への服役、烽子であった。これについては程喜霖氏

の專論があり、詳細はそれに譲るが（前掲註(12)『漢唐烽堠制度研究』）、參考までにその制度部分を「烽式」によって示しておこう（『武經總要』前集卷五「烽火」）。

唐法、凡邊城堠望、每三十里置一烽、須在山嶺高峻處、……凡掌烽火、置帥一人・副一人、每烽置烽子六人、並取謹信有家口者、充副帥、往來檢校、烽子五人、分更刻望視、一人掌送符牒、並二年一代、……如邊境用兵時、更加衞兵五人、兼收烽城、無衞兵、則選鄉丁武健者、給仗充、

これによると烽帥以下八人で毎烽が構成され、二年交代制であったという。また「邊境に用兵する」緊急の時には、衞兵（衞士）や鄉丁武健のものを加えたというが、おそらく平時でも府兵が關與していたのではないか。その一つの例證には、のちに紹介する「雇人上烽」にかかわった衞士范歡進や衞士白憙歡の場合（一二九頁參照）が注目され、またそのさいの各烽に配された數は、前揭(12)文書にみえた「十烽ニ別ニ二人」が參考になるだろう(46)。

別に(14)蒲昌府文書にはこうある（日比野・文書四六）。

赤亭鎭　牒蒲昌府／方亭戍劉喫木　狼泉毛寶本　赤亭康思禮已上倚／

小嶺張車相身死／得牒送今月應上兵、依檢前件人牒、注倚／

團及身死、又檢前牒、此色幷合差替者、蒲／昌府牒注劉喫木等倚團及身死、承前旣合／

差替、今牒不送牒、請速差替送鎭、／

すでに日比野丈夫氏の詳しい解說もあるように、當文書は赤亭鎭から蒲昌府に出されたもの、當鎭にかかわる當番の府兵の名簿に「倚團」三人・「身死」一人の名があるが、至急これに代わるものを送ってほしいとの內容である。四人の派遣先は方亭戍と、狼泉・赤亭・小嶺の三烽（赤亭はその配列・表現から烽と解した）になっていた。ここから鎭が管內に戍や烽をもち、折衝府との間で人員の配置や監督などに關與した位置關係が明らかにされる。この文書の時期（開元二二年）は必ずしも平時とはいえないかもしれないが、このような補充を要請する背後からも、平時での府兵烽子の存在が感得される

のである。(47)

ともかく一應、平時毎烽二～三人の府兵が詰めていたと推定する。鎭や軍府と連携をとり、また烽としての責務が繼續的に果たされるためにも、かれらが烽に配される意味はあった。そして西州の烽堠がおよそ四〇所あったとすると、その結果推算されるのが、毎番約一〇〇人という數になるのである。だが一方、程喜霖氏は「烽式」の規定などにしたがい烽ごとの定數が六～九人であったとした（前掲書二二六頁）(48)。實際これほどの數が常時詰めていたかは確認できないが、この定數と府兵から出た烽子數との間にはかなりの差があることは事實である。この數的空間を埋めたのが一般民丁であり、そのことは吐魯番文書をつうじて明らかにされるのである。

吐魯番文書には、「雇人上烽」契と題される契約文書がある。雇人上烽とは他人を雇って烽子につかせることであり、そこに一般民丁の關與の跡が浮き彫りになるのである。程喜霖氏は、一八點にのぼるそれらを整理分析して(49)、その形態が早くも貞觀年代に現れ、高宗・武后期にはかなりの廣がりをみたこと、また一回の雇用期間が一五日で、傭賃が銀錢で一〇文、銅錢で三二〇文、練（ねりぎぬ）で一疋となると推定されること、を明らかにした。それをふまえ、烽子の役とは、一番期が一五日で、「烽式」でいう「二年一代」の間に毎月一番ずつつくものであり、また多數の成丁が關與したことから、基本的に色役に相當し、一部雜徭につながる性格も有していた、と結論づけたのであった。從來、烽子といえば、中男のつく雜徭としての解釋が優勢であったところに(50)、程氏はむしろ色役に近いものとの方向でみようとする。確かに文書でみるかぎり程氏の色役說により親近性を抱かされるが、ただ一般の成丁が二年間にわたり、毎月一五日を色役的な役に從事する、つまり一八〇日も服役するとは、どのようなことなのか。このような役務は課役體系上いかなる位置を占めるものであったのか。

この點に關連して、これまで言及を避けてきた府兵（衞士）の鎭戍や烽堠への服役期間という問題を取り上げてみたい。先にふれたように唐長孺氏は鎭戍防人が一年であったことをいうために、「十月一日」の上番を有力な論據に掲げたので

あった。だが文書をみていくと、いわれるごとき十月一日だけに限定されないことに氣づくだろう。例えば、前にあげた文書⒁には「今月應に上るべき兵」とあったが、これは日比野氏にしたがえば、開元二年（七一四）の二月から八月の閒のことであった。あるいは⒂「武周牒爲請追上番不到人事」（72TAM209『文書』七册四四頁・『圖文』參三二二頁）に、

九〇(日)前檢案□　□上／件(人)生番當貳〇(月)上、今隨牒送者、依／檢不到、其〇(月)肆〇(日)判、牒府追、／

とあり、「番、貳月の上に當たる」ものが上番していないので、府（軍府）に牒して上番を命じたと記される。これにつづく頁の⒃「武周牒爲請處分前庭府請折留衞士事」（同右）にもこうあった。

得前庭府主帥劉行感狀、稱上件人／兼丁厚暖、已勒留(正)(月)岳〇重上、其〇(月)／

肆〇(日)具狀上州訖者、又檢案內上件(人)生／……

これは、前庭府の主帥（折衝都尉？）劉行感が、鎭戍に出している衞士の一部を折留（殘留）させ、正月の月も「重上（重複上番）」させていることを州（都督府）に傳えた內容であろう。このようななかに十二月上番・正月上番の形がうかがわれるはずである。

一方、日比野丈夫氏によって詳しく紹介されている蒲昌府の文書一九によると、赤亭鎭の維磨戍と胡麻泉烽への上番にかかわって、白仁軌なる人物への「閏二月番」の表現がみえる。この文には事情が錯綜しくみ取りにくいところがある(51)が、どうもかれは本來二月番であったのが、「遭憂（服喪）」の問題があって上番の時期と場所が亂れ、その結果がこの文書になったと推測される（日比野・蒲昌府第1・第2文書もこれに關連する）。とするとここに、一つの興味ぶかい事實が浮かび上がる。それを示すのが、同じく⒄蒲昌府文書二五にみえるつぎの記述であった。

達匪長探車方平白丁虞候孫玄通被符放倚團寨亭康歡住／被符放倚團胡麻泉白仁軌遭憂、三月改配維磨、帖上訖懸泉烽主帥史／

才智便抽長探長探虞候郭才感已上兩人因賊兩脚五指落／上薩捍旅帥王憙?感身死長探虞候蘇才感　三衞蘇才應／

已上兩人來月次當長探、合去不、請裁下維磨長探行客蘇仁義　挎谷烽質／才仁沒落長探虞候石善君　柳中縣白丁曹感達已上兩人／

來月次當長探、請裁下州上兵梁成德　王盲禿?已上身死果毅／陰壽仗身郭智子　曹靖丈身曹感達／合去不
檢案內上件人等並合來月當上、其人等身死倚／圀沒落改補等色、其替事須申州處分、謹以牒擧、／
牒／開元二年五月　日府索才牒／

これによると、列記されたものたちは、規定では「來月」＝六月の番として、達匪・寨（塞）亭・胡麻泉・懸泉・上薩捍・維磨・挎谷の各烽や、州上（都督府勤務）・仗身などへ配置が決まっていた。しかしそれぞれ「身死・倚圀・沒落・改補」などの理由があって上番できないため、代人を出してほしいと願い出たものであった。そしてこのなかに前の白仁軌の名がみえた。なぜかれがここであがったかというと、〝遭憂の結果三月に維磨（戍）に配置換えされ上番した〟からであった。これは何を物語るか。かれはもともと二月の番であった。それが親の死の服喪のために三月の番に變更され、ついで六月の番となると閒隔は短すぎるから、六月の上番を外し先にのばす、という事情がそこに看取されよう。

とするならば、これらの經緯のなかからも多くの重要な手がかりが與えられる。一つは、かれら府兵は「〇月番」という月單位の服務を基本としたことの確認である。二つ目は、衞士白仁軌が正規には二月番のつぎが六月番であったこと、それは閏二月を閒に挾むと五か月で一回上番する形、つまり一回一月の五番制が實施されていたことである。さらに第三は、府兵として烽子や州上や仗身につく場合、實際には一月の番の形がとられたのだろうことである。平時烽堠へ府兵が出ていたとした先の見方が、ここに補われることも加えておきたい。(52)

ともあれ、西州の府兵制にあって、鎭戍や烽堠、その他州上や仗身までをふくめ府兵にかかわる役務は、基本的に一月を單位としたと認めてよいのではないか。五番制という點でいえば、當地の一回（一番）の兵員枠がやや多めに見積もって六〇〇人ほどになると先に推定したが、これは四折衝府の合計三〇〇〇人からみれば、ちょうど五番という計算になるのである。(53)さらにこれも先に、西州の府兵が州內で上番する場合、五百里の範圍におさまることを押さえておいた。かれらが五番で一月の上番という形をとったならば、それは府兵の上番規定における五百內のあり方にほかならないだろう。

しかしながら、ここにはなお越えなければならない問題が残されている。「雇人上烽」にみられた一五日の件である。ちなみに一つの事例を、(18)「唐西州高昌縣武城鄉張玉堆雇人上烽契」（60TAM326『文書』五册一六四～五頁・『圖文』貳二五四頁）でみてみよう。

□正月廿八日、武城鄉□／□銀錢八文、雇同鄉人解知德當柳中□□／
□壹次拾伍日、其錢卽日交相付□／若烽上有逋留、官罪、壹仰解知德／
當、張玉堆悉不知、□有先悔者、一罰／貳入不悔人、□　□指爲記、／
錢主　□□堆／受雇人□知德／保人　張板德／知見人　張仁豐／

アスターナ三二六墓は麴氏高昌期から唐支配初期にかけての墓である。その唐初期、高昌縣武城鄉の張玉堆が同鄉人の解知德を雇って、柳中縣の烽に上らせたが、條件は銀錢八文で「壹次拾伍日」ということであった。他の雇人上烽契も、錢主と受雇人が同鄉でなかったり、代價（銀錢額）が違ったりはするが、一五日を一次（一單位）とする形に變わりがない。ただそのなかで、一件だけ趣を異にするものがあった。「唐顯慶三年西州范歡進雇人上烽契」（60TAM338『文書』五册一四二頁・『圖文』貳二四四～五頁）にみえる、顯慶三年（六五八）一一月二日、交河府の衞士范歡進が同じく前庭府の衞士白憙歡を、銀錢七文で一五日の條件で雇って上烽させたという、衞士同士でのやり取りである。程喜霖氏は、かかる契約は官府の承認の上でなされたはずで、並行して納資もありえたことをうかがわせると認め、從來武后朝から始まると考えられた雇人代役、納資の擴大が、じつはそれよりかなり早くから進行していた例證と注目するのである（程喜霖書二四二～四頁）。だがこの解釋にも納得できない點がある。何よりも、武后の時のそれは府兵制の下降期崩壞期に現れた一面と解釋されてきたのに、西州の場合はまだ有效に機能している段階での姿であった。

范歡進なるものはかなりの財力を有する衞士であり、前庭府衞士で高利貸でもあった同時代の左憧憙（註(40)）とならび、當時における衞士の社會的地位の高さを裏づける存在として知られる（前揭註(13)拙稿參照）。そのため、金の力で兵役

を避けたともとれなくはないが、しかしかれの相手とは同じ衛士であって、一般民ではなかった。府兵の側が一般人を雇って兵の代わりをさせるのであれば、それこそ府兵制の根幹にかかわる問題ともなるが、これはそうでなかった。また對象の職務は烽子であって、中心をなす鎮戍ではみられない。あくまでも府兵制の枠内でのやり取りであるとすれば、その契約にみられたあり方は、むしろ現狀に卽し柔軟に運用された側面を垣間見せてくれるのではないか。府兵制は本來、かかる現實的で柔軟な一面をもつことで存立を可能としたのではなかったか。

現實的で柔軟な運用という點でいえば、じつは范歡進には仗身錢による代納、いわば納資的形態のあったことが知られている。その一つを示してみよう。

范歡進送右果毅三月一日仗身錢□／□朔三年五月廿三日隆悅領／

(19)「唐龍朔三年西州范歡進等送右果毅仗身錢抄」60TAM338『文書』五册一四三頁・『圖文』貳一四五頁)

これでは對價がわからないが、つぎの斷片にはそれがみえる。

□年五□／□歡進送左果毅□／□拾五日壹文、其□／

(20)「唐西州高昌縣范歡進送左果毅仗身錢抄」60TAM337『文書』五册一一〇頁・『圖文』貳一二五頁)

これによると仗身錢は一五日で錢（おそらく銀錢）「壹文」と解される。一文とは雇人上烽にも例はなく、筆寫の誤りとも考えられないわけではないが、しかし前の文書でも、三月一日から半月分の對價が事前ではなく二か月も事後に出されるというおかしな關係にあって、一文もにわかに誤りとは斷定しにくい立場に置かれる。確かに仗身には納資のありえた可能性もあるが(54)、一方に「役して課を收めず」(55)とあることも忘れてはならない。まして納資は府兵制の本質にかかわる性格を有している。とするならば、府兵制に風穴を空けるであろう納資（納課）としての仗身錢は、制度が有效に機能している段階では意味を有したとは到底考えにくいのである。右の兩斷片が物語るのは、仗身錢はやむをえずとっても、それを正當な代役錢と認めていなかったという現實の反映ではなかったか。ここではしたがって、仗身錢には積極的な意義と位

置を與える餘地はないのである。

仗身の服役が一五日を單位とすることは、右の斷片でみられたが、他に前揭の(11)文書（大谷三〇三〇）において、「五人塡折衝九月十六日仗身□」「四人塡右果毅九月十六日仗□」と、月の後半十六日に始まる形からも確認できるだろう。烽子も府兵・農民ともに十五日を一單位（一次）としていた。府兵についていえば、一月を基準とする上番・服役の內部がさらに半分に割れうるものであることは、府兵制の本質や運用、あるいは府兵兵士の立場とも關連する興味ぶかい事實である。一五日一單位の前提には一月（三〇日）を半分割するとの發想があったことは確かだろう。それを重ねて〇月番としたり、他の役務と組み合わせたり、柔軟な對應が可能となるからである。

ただもう一つ注意したいのは、一般農民との關係である。知られるように、當時農民に課せられたる租稅たる租庸調は、租が一五日、庸（歲役）が二〇日、調が一五日として、力役一本で換算できることが通說化している。(56) 一方烽子は、府兵兵士の側からも、一般農民の側からもかかわる役であった。國軍の兵たる府兵のつく役であれば、烽子は雜徭ではありえず、當然一般民からのそれも雜徭になりえないことは明白である。とすれば、右の一五日一單位は租ないし調と同等であったとの見方に歸着するだろう。租と調のどちらがそれに相當するかは今は明言できないが、かかる一五日の由來が正規の租稅體系にあったことは意識されてよいのではないか。程喜霖氏の烽子を色役とみた理解は、さらにここまで發展させられるように思われる。

六　おわりに——西州府兵の位置づけのために

唐代府兵制下の府兵がいかなる存在樣態をとったのか、それを西州吐魯番の場で具體的に考察することが本稿の目指した課題であった。この課題に近づくために、まず先行する唐長孺氏の研究の整理を行った（二節）。そのうえで、西州府兵制をめぐる年代的、地理的、戶口的な環境や條件について整理し（三節）、ついで戶口統計や鄉戶口帳などの出土資料を重

ねて、府兵の總數や各折衝府の兵員數（ランク）と設置時期について檢討した（四節）。こうした大枠を押さえる作業ののちに手がけたのが、府兵の本務をなす負擔の問題であった。西州の府兵に負わされた責務は、遠鎭の確保や戰爭のための西州外への出動のほか、州内の鎭戍や烽堠に上番して防衞・警戒にあたることがあった。わけても鎭戍や烽堠への上番こそは、かれらにとってもっとも大きな部分を占めたものと認められ、その實態と本質についてとくに分析をおこなったのであった（五節）。

西陲西州の地における鎭戍・烽堠勤務といえば、當然意識されるのが府兵として長期にわたって邊境防衞にかかわるという防人や烽子との關係である。だがこれらは、唐令（軍防令）や烽式などに一部制度的規定がうかがわれるだけで、じつはそれ以上具體的にわかっていなかった。吐魯番文書はそのための貴重な材料となりうるものであり、そこから西州府兵を一年の鎭戍防人とみなす見方が唐長孺氏によって示された。かれらは中原から派遣された防人とはちがう現地兵である、しかし唐の邊境防衞が課せられた存在である、この兩方を折衷した防人的現地兵という考え方が唐說の背景にはあるように思われる。一方、烽式のいう二年の烽子という規定をそのまま吐魯番に適用しようとしたのが、程喜霖氏であった。氏の考え方にも、西州である以上長期にわたる兵役の形は當然とみる發想がかたく染みついている。

そうなると、一年の鎭戍防人と二年の烽子とが一人の府兵の上でどう關係するのか、ただちに問題となるだろう。同時に吐魯番文書をつうじても、いわれるところの長期勤務の形態はどこにも認められなかった。そこに廣くみられたのは、「○月番」といった一月（三〇日）單位の上番の姿であった。また烽子や仗身の一五日を一次（一單位）とする形で、これも二度重ねれば月單位にならぶものであった。しかも詰めていくと、この一月を五番でまわしている實態も看取されたのであった。そのことは、一番での必要人數と想定された六〇〇人と四軍府總數三千人との相關からも、閒接的に確認された。

本稿では原則として、西州府兵の勤務に「上番」ないし「番上」の語を使わなかった。府兵（衞士）の都に勤務に上る

ことを第一義的に指すとの固定觀念に抵觸し、誤解されることをおそれたからである。しかし私は、前稿で問題にしたように、「上番」の對象が都だけでなく地方の都督府なども含めるべきものと考えている。そのことで上番規定に現れる不合理、不整合が克服できるからである。西州府兵の現實のあり方こそは、上番規定における五〇〇里内で一番三〇日の五番という基本形に合致し、私の解釋するところを補強してくれる。そしてこのことは、唐代西州の府兵制が、けっして特殊な運用や實態のうえに成立したのではなく、府兵制本體と同じ地平において論じられるべき本質のものであったことを明らかにする。西州的な特長とは、それは府兵制そのものの多様な一面として理解されてよいのではないか。

こうして押さえたうえで、では、西州府兵の日常のレベルにおける様相や社會的な位置はどうみたらよいのか。じつは本稿で目指した課題の一つはここにあった。しかし前提部分に紙幅を多く費やしたこともあり、十分そこにふみこめなかった。稿を改めてとり上げることにする。ただ最後に附言しておきたいのは、全體の考察をつうじて、府兵になったものと一般農民との間にはやはり越えがたい一線があり、府兵の側が優位にたっていたとの印象をつよくしたことである。何よりも、少なくとも武周期まで制度が健全さを保ち、有效に機能していたからである。府兵に苛酷な負擔を強い、低く扱うものであったならば、もっと逃亡が增え、早くに制度は自壞にむかったはずである。それに非漢人たる原住民や唐に潰された高昌系の人物も多く取りこみながら、かれらからの反唐につながる氣配もうかがえない。府兵制はむしろかれらを唐側に一體化させるうえで、重要な絆の役割を擔ったのではないか。結局このように內部から制度をつき崩す動きは顯在化していない。われわれは府兵制本體を考えるとき、それが本來もったはずの健全さや積極的役割にもっと目をむけてよいように思われる。

註

（1）拙稿「唐代府兵制における府兵の位置――中國中世的兵士の一形態として」（『中國中世史研究　續編』京都大學學術出版會、一九九五年）。

（2）菊池英夫「西域出土文書を通じてみたる唐玄宗時代における

る府兵制の運用」上・下（『東洋學報』五二―三・一九六九年、同五二―四・一九七〇年）。

（3）小笠原宣秀・西村元佑「唐代役制關係文書考」（西域文化研究會編『西域文化研究第三　敦煌吐魯番社會經濟資料（下）』法藏館、一九六〇年）。

（4）日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」（『東方學報』京都三三、一九六三年）および同「新獲の唐代蒲昌府文書について」（『東方學報』京都四五、一九七三年）。

（5）のちに同じ蒲昌府文書の一部が、中國の遼寧省檔案館に六點所藏されることが、榮新江「遼寧省檔案館所藏唐蒲昌府文書」（『中國敦煌吐魯番學會研究通訊』一九八五―四、一九八五年）で明らかにされている。

（6）新疆社會科學院考古研究所編『新疆考古三十年』（新疆人民出版社、一九八三年）の壹「考古調査與發掘」の三の（一）「吐魯番縣阿斯塔那――哈拉和卓古墓群」所載關係文獻、および中國社會科學院考古研究所編『新中國的考古發現和研究』（文物出版社、一九八四年）六一八頁を參考にして把握した數値である。

（7）なお吐魯番文書には、一九七五年以後に新發見されたり、それ以前に出ていて漏れたものが八二點あり、柳洪亮著『新出吐魯番文書及其研究』（新疆出版社）として近く公刊されるとのことである（程喜霖「吐魯番出土文書與歷史研究」、『明大アジア史論集』二、一九九八年三月刊行豫定、參照）。

（8）侯燦「解放後新出吐魯番墓誌錄」（『敦煌吐魯番文獻研究論集』五、北京大學出版社、一九九〇年）。

（9）氣賀澤保規編『唐代墓誌所在總合目錄』（汲古書院、一九九七年）參照。

（10）關尾史郎「吐魯番出土漢文墓志索引稿」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（『吐魯番出土文物研究會會報』八六・八七・八八、一九九三年）。

（11）吳震「唐開元三年《西州營名簿》初探」（『文物』一九七三―一〇）、菊池英夫「新出吐魯番唐代軍制關係文書試釋――「開元三年四月西州營諸隊火別請受馬料帳」について」（『北海道大學文學部紀要』二七―一、一九七九年）、朱雷「唐開元二年西州府兵――〝西州營〟赴隴西禦吐蕃始末」（『敦煌學輯刊』一九八五―二）參照。

（12）ちなみに、新出吐魯番文書研究の先頭にたった武漢大學の『敦煌吐魯番文書初探』（武漢大學出版社）の初編（一九八三年）には、程喜霖「從吐魯番出土文書中所見的唐代烽堠制度之一」、唐長孺「唐西州差兵文書跋」、楊德炳「關於唐代對患病兵士的處理與程糧等問題的初步探索」があり、二編（一九九〇年）には、唐長孺「吐魯番文書中所見的西州府兵」、同「唐先天二年（七一三）西州軍事文書跋」、孫繼民「吐魯番文書所見唐代府兵裝備」、同「跋《唐垂拱四年（公元六八八）隊佐張玄泰牒爲通當隊隊陪事》」、黃惠賢「唐代前期仗身制的考察」、という多くの府兵制に關係する成果がのる。ここから後日、程喜霖『漢唐烽堠制度研究』（聯經出版事業公司、一九九一年）、孫繼民『唐代行軍制度研究』（文津出版社、一九九五年）という大著が出ることになる。

（13）拙稿「唐代西州（吐魯番）における府兵の位置について」（谷川道雄編『中國邊境社會の歷史的研究（科研總合研究）』

一九八九年)、白須淨眞「唐代の折衝府の等級と西州の折衝府の等級に關する覺書　編纂資料と出土文書の相互補完を求めて」(1)(2)(3)(『吐魯番出土文物研究會會報』六七・六八・六九、一九九一年)。

(14) 唐長孺氏の當論文における文書引用にはやや粗さがみられる。この點籍樣でも、總人口二一四口→二三三口、課丁二六人→三〇人、衞士一六人→一七人、兼丁戶二戶→四戶など變更が求められる。池田溫「神龍三年高昌縣崇化鄉點籍樣について」(『栗原益男先生古稀記念論集　中國古代の法と社會』汲古書院、一九八八年)參照。

(15) 『唐六典』卷五、兵部尚書郎中の條

若父兄子弟、不併遣之、若祖父母・父母老疾、無兼丁、兗征行及番上、

(16) 『故唐律疏議』卷一六の「諸鎭戍應遣番代、而違限不遣者……」の條

疏議曰、依軍防令、防人番代、皆十月一日交代、

(17) 西州陷落の年號を明示するのは、『元和郡縣圖志』卷四〇・西州の條に、

貞元七年沒於西蕃、

とあるだけであり、當年表ではこれにしたがった。その年代をめぐっては議論があるようであるが、ここでは深入りしない。白須淨眞「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年——三世紀から八世紀に亙る被葬者層の變遷をかねて——」(一)(『東洋史苑』三四・三五合併號、一九九〇年)の註⑥參照。

(18) 當文書一行目末尾の玖の後の文字をめぐって、孫繼民氏は、一〇人ごとに幕一口を造ったのちにくる餘りの玖人と解し、かれらには他の負擔があったものと推定する(前揭註(12)「吐魯番文書所見唐代府兵裝備」一三七～八頁)。他方王永興氏は、人を分、つまり一一口九分と解する(『唐代前期西北軍事研究』中國社會科學出版社、一九九四年、三七〇～一頁)。こう分かれる背景には、孫氏が「却納」を代金の交納として、造幕は府兵の出資によると理解するのにたいし、王氏が火幕は本來諸縣から提供されるものであるが、このとき危急のため急遽國に下して幕を造らせた結果である、とした認識の違いがあるとみてよい。王氏のかかる認識をさらに明確におし進めたのが、李錦繡氏である(『唐代財政史稿』上卷第三分册、北京大學出版社、一九九五年、一二〇三～五頁)。氏は當文書から、西州の公廨利錢の收入で原料の用意から造幕までなされた原則を看取し、こうした點をふまえて、從來府兵本人や火などの負擔とみなされた軍器類や兵糧などのほとんどが、じつは州縣や折衝府の公廨錢や備蓄からくる公の負擔であったことを明言する。この見方は筆者が前稿(前揭註(1)論文)で想定したものと基本的に一致し、本稿での解釋もこの方向で行う。ただとなると、府兵の地位が農民よりはるかに高くなり、ここから兵民分離の原則が意識されなければならないが、しかし氏は一方で兵民一致という從來の立場を踏襲しているようにみえる。その點で氏の見方は論理實際の兩面で矛盾を內包するのではないか。李錦繡氏の成果をめぐっては稿を改めて論じたい。

なお、當文書中の張父は正しくは張父師になる（この文書の前の「武周天山府下張父師團帖爲勘問右果毅闕職地子事」『文書』九册四頁參照）。また當文書でも、唐長孺氏に釋文の閒違いとその結果としての內容の誤解が認められる。とくに末行で「三團」の上の「下」、下の「速」が脫けていた。

(19) 火幕は、『新唐書』卷五〇・兵志に、「凡そ火ごとに烏布幕・鐵馬盂……を具える」とある烏布幕に相當するのではないか。

(20) 『舊唐書』卷一九八、高昌傳

時太宗欲以高昌爲州縣、特進魏徵諫曰、……今若利其土壤、以爲州縣、常須千餘人鎭守、數年一易、每及交番、死者十有三四、……太宗不從、竟以其置地西州、又置安西都護府、留兵以鎭之、

なおこの點について、伊瀨仙太郎著『中國西域經營史研究』（巖南堂書店、一九五五年）一八一～五頁參照。

(21) 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」（『史學雜誌』四一―一一・一二、一九三〇年。のち『秦漢隋唐史の研究』上卷、一九六六年に收載）の第二章第二節の第一「團結兵の出現」參照。なお『唐六典』卷二五の諸衞折衝都尉府・『通典』卷二九（職官一一）の折衝府の各條によると、垂拱中に「衞士以三百人爲一團」と各折衝府の團の定員が二百から三百に增員されたとあり、當(1)文書の內容もそれに連動する可能性をのこす。ただ菊池英夫氏は、增員は三百という數字面に整合さを缺き、武后による東都洛陽の兵力增強のための特例的措置とみるべきとする（「西域出土文書に見えたる唐代軍制關係用語としての「團」について（その一）」『堀敏一先生古稀記念　中國古代の國家と民衆』汲古書院、一九九五年）。

(22) 張廣達「唐滅高昌國後的西州形勢」（『東洋文化』六八、一九八八年）。

(23) 前揭註(12)の程喜霖著『漢唐烽堠制度研究』の卷末附錄一の「唐伊西庭三州鎭戍表」「同烽鋪表」も參考にした。

(24) 前揭註(4)の日比野前論文の三一〇頁、參照。

(25) 釋文・解說として、羅振玉「西州圖經」（『鳴沙石室佚書』）・「西州志殘卷」（『敦煌石室遺書』）、松田壽男著『古代天山の歷史地理學的研究』（早稻田大學出版部、一九五六年）の八〇～二頁、および程喜霖「唐《西州圖經》殘卷道路考」（前揭註(12)『敦煌吐魯番文書初探』二編）參照。なお本稿では、基本的に程氏の釋文・考察によった部分が大きい。

(26) 地圖としては、黃文弼著『吐魯番考古記』（中國科學院、一九五四年）所載地圖や前揭註(25)の松田書卷末地圖、前揭註(4)日比野前論文所載地圖、および嚴耕望撰『唐代交通圖考』(二)（中央研究院歷史語言研究所、一九八五年）の圖九などを參考にした。

(27) 羅護と赤亭と蒲昌府との位置・距離關係などになお確定しがたい點がみられるが、それらは後日檢討したい。これらの距離關係は前揭註(23)書の二一四頁に當面したがう。

(28) 荒川正晴「麴氏高昌國における郡縣制の性格をめぐって――主としてトゥルファン出土資料による――」（『史學雜誌』九五―三、一九八六年）參照。

(29) 唐長孺「唐西州諸鄉戶口帳試釋」（前掲註(12)『敦煌吐魯番文書初探』初編）二〇三～四頁および同註⑤。

(30) 『通典』の場合で戶數の貞觀と開元の對比をしても、增加率が一三九・一%とほぼ同じ數値が出てくる。

(31) 『唐令拾遺』戶令の二二條・二三條

諸三年一造戶籍、起正月畢三月、……

諸天下人戶、量其資產、定爲九等、每三年縣司注定、州司覆之、然後注籍而申之于省、每定戶以中年（子卯午酉）、造籍以季年（丑辰未戌）、

(32) 文書(2)（資料A）一行目の舊の戶數を「四百五」とみると、新の一七戶とあわせて四二二戶、これを總口數二、〇六四に對應させると一戶四・九口となり、前節で推定した西州になった當初の一戶平均約四・六口に近い數値に落ち着く（「三百五」戶では一戶六・四口、「五百五」戶では一戶四口弱）。また文書(3)（資料B）では新舊あわせて、かりに一、二五〇口として一戶平均四・六口で割ると、約二七〇という數値が算出されるのである。

(33) 當(4)文書（資料C）は「永徽二年後」で戶籍の作成に連動したものであるとすると、永徽四年（癸丑、六五三）作成の線が考えられる。

(34) ちなみに吐魯番文書中の五團にかかわる部分を示しておこう。

問五團、所通應／簡點兵尪弱、疾／病等諸色、不有／加減隱沒遺漏、／具盡已不、[illegible]／[illegible]示／（「唐史衞智牒爲軍團點兵事」73TAM191『文書』六册五六二～三頁・『圖文』參二八六頁）

牒件檢五團應來月一日[illegible]／合陪番人姓名如前、謹牒／（「唐五團通當團番兵姓名牒」73TAM501『文書』七册一八二頁・『圖文』參三九〇頁）

兩文書とも垂拱年間かその直前ころのものと推定される。なお前文書の五團は、押字[illegible]・[illegible]や同墓出土の他文書などから前庭府にあたると考えられる（註(12)唐長孺「吐魯番文書中所見的西州府兵」三二～三頁、參照）。

(35) 前掲註(34)の、垂拱段階で前庭府が五府であったことも同樣な樣態を示すものと理解される。

(36) 黃文弼著『高昌塼集（增訂本）』（中國科學院、一九五一年）釋文九七頁・圖版60。

(37) 段雙印・劉合心「唐西州岸頭府果毅都尉楊敏墓誌考」（『文博』一九九二―一）參照。當論文には釋文が載り、拓本は『隋唐五代墓誌彙（匯）編』の陝西卷第三册（天津古籍出版社、一九九一年）二七・二八頁に載る。なお楊敏墓からは、本人の墓誌二枚が出土し、本論文のそれは最初の墓誌である。

(38) なお、岸頭府のランク問題にかかわって、楊敏墓誌における岸頭府果毅都尉のときの「上柱國・廣饒縣開國男」を考えてみると、上柱國は正二品であるが、一方の〝縣開國男〟は開國縣公（從二品）か開國男（從五品）かではっきりしない。ただもう一枚の楊敏墓誌には「廣饒縣開國公」とある。これであれば開國縣公は從二品であるから、上柱國とならべて說明がつく。とすると、勳官と爵位がともに高くなって岸頭府

のランクと對應せず、白須氏のいうような肩書から軍府の地位を確定する作業（前掲註(13)論文）のむつかしいことがわかるだろう。

(39) 前掲註(8)侯燦「墓誌錄」の錄注一四〇。

(40) 例えば、「唐永隆元年（六八〇）軍團牒爲記注所屬衛士征鎭樣人及勳官鎭符諸色事」（73TAM191『文書』六册五四六～五五八頁・『圖文』參二七九～二八四頁）は、ある軍團の衛士の征鎭・勳官を記した名簿に相當するが、そこに載るのが六二人（軍府官一一人は除く）、うちわかる範圍の四一人中、安西鎭に六人（うち一人は別年勤務）、庭州鎭に二人、送波斯王（調露元＝六七九）に四人などとなり、衛士が垂拱以前に大量に西州外に出ていたとは認められない。また前庭府衛士の張海歡（「唐麟德二年（六六五）張海歡・白懷洛貸銀錢契」64TAM4『文書』六册四一四頁・『圖文』參二一四頁）の名が、「唐高宗某年西州高昌縣左君定等征鎭及諸色人等名籍」（73TAM501『文書』七册一七三頁・『圖文』參三八六頁）に、

□人金山道行未還　左君定　何善智　氾和定／馮住ㇾ
翟武通　張海歡／

とみえ、その彼に銀錢を貸した同じく前庭府衛士の左憧憙の場合、

麟德二年八月十五日、西域道征人趙醜／胡、於同行人左憧憙邊、貸取帛練／參疋、其練廻還到西州拾日內、還／練使了、……（「唐麟德二年（六六五）趙醜胡貸練契」64TAM4『文書』六册四一二頁・『圖文』二一三頁）

とあるように、同じ年に衛士で金山道や西域道に出ているのがわかるが、こうした事例でも衛士のまとまって軍府から派遣されたとは確認できない。

(41) 當文書の年代の確定はむつかしく、小笠原・西村兩氏の解說も、仗身の置かれたのが六六五年（麟德二）～六七〇年（咸亨元）と六七九年（調露元）～開元年間であったというだけである（註(3)論文一四六頁）。ただ大谷文書の衛士關係文書はほぼ武后期から開元初以前であるといわれ、しかも當文書では則天文字がみえない。とするとこれは武后後—開元初年のものと推定される。なお文中にみえる「員外折衝康延」と同名が、高宗の龍朔三年（六六三）後になる「唐西州高昌縣授田簿」（65TAM42『文書』六册二六三頁・『圖文』參一四〇頁）にみえることも、參考までに指摘しておく。

(42) 『玉海』卷一三八所載「鄭侯家傳」

其戍邊者、舊制三年而代、後以勞於途路、乃募能更住三年者、賜物二十段、謂之召募、遂令諸軍皆募、謂之健兒、

なお防人三年の明確な規定はどこにもみえず、唯一この「鄭侯家傳」から存在がうかがわれるだけで、實際どこまで正規のものと扱ってよいか檢討の餘地のあることも附記しておきたい。

(43) 前掲註(12)の程喜霖著『漢唐烽堠制度研究』二五一頁では、「西州烽二十六所」とみている。

(44) 『新唐書』卷四九下・百官志四下、鎭將の條

每防人五百人爲上鎭、三百人爲中鎭、不及者爲下鎭、五

十人爲上戍、三十人爲中戍、不及者爲下戍。

(45) ただ唐西州治下で比較的早い時期のものとみられる「唐西州蒲昌縣下赤亭烽帖爲鎭兵糧事」(67TAM78『文書』四冊九六頁・『圖文』貳五六頁)には、

□帖赤亭烽／□訖／□赤亭鎭兵十□／□數

給訖上□／

とあるように、赤亭鎭の鎭兵のうち一〇人餘が赤亭一烽にかかわったともとれなくはない記事がみえるが、確かなことはわからない。ここではこの記事の存在だけを指摘しておくことにする。

(46) 程憙霖前掲註(12)書二九四頁では、「武周殘牒爲諸烽守捉」(72TAM187『文書』八冊四二四頁・『圖文』肆二〇三頁)にある

□七十人又奉三(月)□／□十人諸烽守捉□／

の記事を引いて、ある西州の折衝府が七十人の府兵を諸烽におよそ十人ずつ配給した文意ととった。しかしこれだけでは、折衝府の府兵にかかわる文書と言い切ることには無理があり、十人の前にも數字があった可能性も殘る。第一、各烽十人であったとすると、氏の重視する「烽式」の八人の原則とも抵觸することになる。

(47) 蒲昌府文書にはさらに、つぎのように蒲昌府を介して烽堠に兵員が派遣された事例も殘されていた(日比野・文書四)。

人小嶺烽　王威達／

人狼泉烽　主帥宋光智　趙思恭　呂□／淳于端住　范思智／

人羅護烽　康天寶　郭住貞　索住　李／長探虞候　安上木／

一人　赤亭鎭　李□子／

四人　塞亭烽　康□住　氾申才　氾立成　張守仁／

當名簿では各烽にかかわる府兵人數が一～五人と分かれる。これを一烽で平均すると三人ほどとなるが、ただこのように一人から始まって人數がまちまちであることは、單なる名簿とはみなせない。それに上限が五人となる烽がある。これは、右の「烽式」でいう緊急時の追加衝士(衝兵)五人の場合と同じかもしれない。ただそのさい補充の人數が各烽一定しないことは、すでに先立ってある數の府兵が配置されていたことをうかがわせるだろう。

(48) なお『通典』卷一五二・兵五「守拒法」烽臺の條にもこうある。

一烽六人、五人爲烽子、遞知更刻、觀視動靜、一人烽率、知文書・符牒・轉牒、

(49) 程憙霖氏は著書(前掲註(12))の附錄で全雇人上烽文書を收錄するが、この他にもう一點發見されているという(註(7)參照)。

(50) 濱口重國「唐に於ける兩稅法以前の徭役勞働」(『東洋學報』二〇―四・二一―一、一九三三年。のち『秦漢隋唐史の研究』上卷・東京大學出版會、一九六六年所收)の第二節2「烽子」、および日野開三郎著『唐代租調庸の研究』Ⅱ課輸篇上(自家出版、一九七五年)四六〇～三頁、參照。なお兩氏が烽子を雜徭とみる論據に置いたのは、養老・賦役令雜徭

條集解の「釋云、……唐令烽條云、取中男配烽子者、無(免)雜徭故也」の一條であった(『唐令拾遺』軍防令三九)。ただそうあるからといって、烽子を雜徭を負擔する中男の役、あるいは烽子＝雜徭と決めつけるのは早計ではないか。この文面は、成丁が烽子につくことを當然の前提におき、そのうえに一八歲以上の中男まで對象を廣げることができる、なぜなら雜徭という役を課された存在だから、と解されるからである。從來の解釋は吐魯番文書などから再檢討の餘地があるだろう。

(51) 前揭註(21)菊池論文の五三六～七頁に當文書の詳しい譯文が載り、參考になる。

(52) この他、日比野・第18蒲昌府文書も注目される。

[年]三月　日郭才感辭、／感去年十一月番、當懸泉烽長探、／[干]五日夜三更被賊、其時步走告報／烽戍城堡、爲雪深石塵、因卽兩脚／

日比野氏によると、これは開元二年三月に出された府兵郭才感の上申文書である。かれは昨年(開元元年)十一月番で長探となり、賊の侵攻を報告するさいに兩脚に傷を負い、そのため本年三月になって勤務につけないことを申し出たとなろう。この三月に申し出たことを、本來かれが三月番であったからと關連づけられるならば、これからも五か月一番の五番制をみることができる(閏二月を加える)。

(53) 「武周天山府符爲追校尉已下並團佐等分番到府事」(73TAM509『文書』九册三頁・『圖文』肆二五一頁)で天山府の校尉(團)以下を動かすことにかかわって、「分爲五番」の語がみえるが、これは五番制と結びつけられないだろうか。

(54) 『通典』卷三五・職官一七・祿秩

鎭戍之官、以鎭戍上中下爲差、上鎭將給仗身四人、中下鎭將・上鎭副各三人、中下鎭副各二人、倉曹・兵曹・戍主副各一人、其仗身十五日一時、收資六百四十、

この「收資六百四十」文について、小笠原・西村兩氏は「一時」の前に「一替」が入るはずとしたうえで(『六典』卷六・刑部比部郎中)、一時＝一季(三月)分の納資額とみる(前揭註(3)論文一四六頁)。他方、程喜霖氏は吐魯番文書面から、その半額にあたる三一〇文を一五日分と解する。

(55) 『新唐書』卷五五・食貨志五

折衝府官則有仗身、……皆十五日而代、……都護府不治州事亦有仗身、……皆取於防人衞士、十五日而代、宿衞官三品以上仗身三人、……取於番上衞士、役而不收課、

(56) 宮崎市定「唐代賦役制度新考」(『東洋史研究』一四―四、一九五六年。のち『アジア史論考』中・朝日新聞社・一九七六年、『宮崎市定全集』八・岩波書店・一九九三年に所收)。

A RE-EXAMINATION OF THE *FU-BING* SYSTEM 府兵制 IN THE TANG PERIOD—A HISTORICAL AND GEOGRAPHICAL ANALYSIS OF *ZHE-CHONG-FU*

OTAGI Hajime

The *zhe-chong-fu* 折衝府, which supported the Tang *fu-bing* system, numbered more than six hundred and were scattered throughout the country. They were, however, concentrated at specially fixed sites. If we examine the individual *zhe-chong-fu* in their historical and geographical detail, we find that many of them were established at fortresses built at strategic points during the period of warfare from the division of the Bei-Wei 北魏 to the founding of the Tang empire. We also find that the function of the *zhe-chong-fu* was not only concerned with the draft, drill and rotating capital guard, but in addition they served as military bases from which to carry out the daily rule of law.

A STUDY OF THE EXPANSION OF THE *FU-BING* 府兵 MILITARY SYSTEM AND THE SOLDIERS INVOLVED IN THIS IN TANG-DYNASTY XI-ZHOU 西州 PROVINCE

KEGASAWA Yasunori

Following its destruction of the Qu state of Gaochang 麴氏高昌國 in Zhenguan 貞觀 14 (640), the Tang transformed this area into Xi-Zhou province and established it as an important point in the control of the Western Territories and the Silk Road. Following the conquest, the Tang established four *Zhechong-fu* 折衝府 (district military headquarters) within the new province and implemented the conscription of the local populace to serve as soldiers in the *fu-bing* system. This paper is an analysis of the actual workings of the *fu-bing* system and the true status of the soldiers in

it via an examination of records found in Turfan. It also highlights specific aspects of the working of the Tang *fu-bing* system, with particular attention paid to the actual circumstances of the soldiers involved in this system.

Among the several points confirmed in this paper are, first, that the four *Zhechong-fu* were established early in the period of Tang control and that the total soldiers involved in it numbered some three thousand. Second, these soldiers were referred to as *Weishi* 衞士 (imperial guards), but they actually served five one-month-long tours of duty in the lookout posts and signal towers within the province rather than in the capital. Third, it may thus be surmised that the duties of these soldiers were less onerous than those of peasant farmers, and that their social status was, moreover, higher than the latter. Recognition of this principle of the separation of soldier and peasant—the soldier and the peasant-farmer did not occupy the same role—makes it possible to redefine the fundamental character of the Tang *fu-bing* system from this vantage point.

THE SYSTEM OF COMMUNICATION OF THE DECREE OF A KING IN THE GAOCHANG 高昌 KINGDOM OF THE QU 麴 DYNASTY

SHIRASU Joshin

The Gaochang kingdom under the Qu dynasty (A. D. 501–640) was a small kingdom in Central Asia, influenced by Chinese culture. Within this kingdom, any order received from the king was made into a preliminary government document known as *ling* 令. These were rewritten as *nuo* 諾, "a word of sanction by the king", by high officials in the *menxia* 門下 branch of the government structure. These officials would then send the *nuo* to the Relations department of the *shangshu* 尙書, which functioned as another branch of the government. That department issued a document naming the person in charge (called *simazhuzhe* 司馬主者 in Junxian 郡縣) who was responsible for carrying out the matter that had been ordered.